

輸出物品販売場制度の 免税販売手続電子化に関するQ & A

令和2年4月1日から消費税の輸出物品販売場制度における免税販売手続が電子化されます。

免税販売手続の電子化は、輸出物品販売場を経営する全ての事業者の方が対応する必要があります。

この「輸出物品販売場制度の免税販売手続電子化に関するQ & A」は、免税販売手続の電子化に関して、わかりやすく解説したものです。

また、今後も、随時、追加や掲載内容の改訂を行う予定です。

凡例

文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりである。

消法	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
消令	改正令による改正後の消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）
消規則	改正省令による改正後の消費税法施行規則（昭和 63 年省令第 53 号）
改正令	消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 135 号）
改正省令	消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年財務省令第 18 号）
電帳法	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号）
電帳規	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年大蔵省令第 43 号）
消基通	消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2-25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）

《 目 次 》

I 免税販売手続の電子化の概要等

（「免税販売手続の電子化」の概要）

問1 「免税販売手続の電子化」の概要を教えてください。…………… 1

（購入記録情報の提供手続の概要）

問2 新たに措置される国税庁長官への購入記録情報の提供手続の概要について教えてください。…………… 3

（既存の輸出物品販売場における事前手続）

問3 当社は、既に現行法下で輸出物品販売場の許可を受けていますが、「免税販売手続の電子化」に当たり、新たに行わなければならない事前手続はありますか。…………… 4

（購入記録情報を提供（送信）するためのシステム対応等の準備）

問4 購入記録情報を提供（送信）するためには、システム面でどのような準備が必要ですか。…………… 5

（インターネット環境がない場合）

問5 当社は、インターネット環境を有していませんが、その場合は「免税販売手続の電子化」にどのように対応したらよいのですか。…………… 6

（インターネット環境以外での購入記録情報の提供）

問6 当社のセキュリティポリシーの関係から、お客様の個人情報が含まれる購入記録情報の提供については、インターネット環境以外の回線で提供（送信）したいのですが、どのような方法が可能ですか。…………… 6

II 免税販売手続の方法等

（免税販売手続の方法）

問7 輸出物品販売場における免税販売手続電子化後の免税販売手続の流れを具体的に教えてください。…………… 7

(購入者から提供を受ける旅券等に記載された情報)

- 問 8 購入者から提供を受ける旅券等に記載された情報とは、具体的にどのようなものですか。…………… 9

(船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合の「旅券等の番号」)

- 問 9 購入者から船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、提供を受ける「旅券等の番号」について教えてください。…………… 10

(購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報の取扱い)

- 問 10 購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報について、提供を受けた後どのような管理をすればよいですか。…………… 10

(購入者への説明の内容)

- 問 11 購入者へ説明する義務が課されるとのことですが、説明する内容について教えてください。…………… 11

(手続委託型輸出物品販売場における購入者への説明の実施者)

- 問 12 当社は手続委託型輸出物品販売場を経営しており、当社の販売場で商品を引き渡した後、免税販売手続は免税手続カウンターで契約した承認免税手続事業者が行っています。この場合に、購入者への説明は当社と承認免税手続事業者のどちらが行うのですか。 11

(購入者への説明の方法)

- 問 13 購入者に対する説明は、口頭で行わなければならないのですか。…………… 12

Ⅲ 購入記録情報の提供について

(購入記録情報の記録事項)

- 問 14 購入記録情報として提供（送信）する事項について、具体的に教えてください。・ 13

(輸出物品販売場ごとの識別符号)

- 問 15 購入記録情報として提供（送信）する輸出物品販売場の識別符号について、具体的に教えてください。…………… 14

(免税対象物品をその場で運送業者に引き渡す場合)

- 問 16 免税対象物品をその場で運送業者に引き渡す方法により海外へ直送する場合も購入記録情報を送信する必要がありますか。…………… 14

(氏名又は名称を明らかにする措置)

- 問 17 購入記録情報を提供(送信)する際、国税庁長官の定める方法により「氏名又は名称を明らかにする措置」が必要とのことですが、具体的に教えてください。…………… 15

(電子証明書(クライアント証明書)の有効期限等)

- 問 18 電子証明書(クライアント証明書)に有効期限・利用料金があれば教えてください。…………… 15

(購入記録情報の作成・提供の単位)

- 問 19 購入記録情報はどの単位で作成し、国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)することとなりますか。…………… 16

(「遅滞なく」の意義)

- 問 20 購入記録情報は、免税販売手続の際、遅滞なく国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)しなければならないとのことですが、この「遅滞なく」の意味について、具体的に教えてください。…………… 16

(購入記録情報が提供(送信)できない場合)

- 問 21 電気通信回線の故障で購入記録情報が遅滞なく提供(送信)できない場合、どうすればよいですか。…………… 17

(購入記録情報の保存)

- 問 22 国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)した購入記録情報はどのように保存したらよいですか。また、紙での保存は認められますか。…………… 17

IV 購入記録情報の提供に関する手続

(輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書)

- 問 23 「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」について教えてください。…………… 19

(届出書に記載すべき電子メールアドレス)

- 問 24 「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」に記載する電子メールアドレスについて教えてください。…………… 20

(電子証明書(クライアント証明書)の発行要否の判断)

- 問 25 「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」に記載する電子証明書の発行要否について、どのように判断すればよいですか。…………… 21

(1店舗に複数の送信機器を有する場合の電子証明書(クライアント証明書)の発行手続)

- 問 26 当社は、経営する輸出物品販売場に送信機器を複数設置し、その複数の送信機器からそれぞれ購入記録情報の提供(送信)を行います。このとき、設置する送信機器の数の電子証明書(クライアント証明書)の発行を受ける必要がありますか。…………… 22

(他の事業者が提供する送信ソフトウェア等を利用する場合の電子証明書(クライアント証明書))

- 問 27 当社は、購入記録情報の提供(送信)のためのシステム対応として、他の事業者が提供する送信ソフトウェアを当社のパソコン機器にインストールすることを考えていますが、この場合は、当社のパソコン機器について電子証明書(クライアント証明書)の発行を受ける必要がありますか。…………… 23

(輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書(電子メールアドレス))

- 問 28 「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出後、その届出書に記載した電子メールアドレスを変更したのですが、この場合の手続について教えてください。…………… 24

(輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書(提供方法の変更①))

- 問 29 当初、承認送信事業者に購入記録情報の提供(送信)を委託することとして「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出をし、識別符号の通知のみを受けていましたが、今般、購入記録情報の提供(送信)を自ら行う方法に変更し、電子証明書(クライアント証明書)の発行を受けたいと考えています。この場合の手続について教えてください。…………… 25

(輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書(提供方法の変更②))

問 30 当初、自ら購入記録情報を提供(送信)することとして「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出し、電子証明書(クライアント証明書)の発行を受けていましたが、承認送信事業者に購入記録情報の提供(送信)を委託することとなりました。この場合の手続について教えてください。…………… 26

(輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書(電子証明書(クライアント証明書)の発行要否の変更))

問 31 当社は、複数の輸出物品販売場を経営しており、本店事務所に設置した送信機器から経営する全ての輸出物品販売場に係る購入記録情報の送信を行っています。今般、経営する一部の輸出物品販売場の廃止手続を行いますが、本店事務所に設置した送信機器にインストールしている電子証明書(クライアント証明書)については、廃止する輸出物品販売場について発行を受けていたものです。当社は、存続する輸出物品販売場に係る購入記録情報を引き続き本店事務所に設置した送信機器から送信したいと考えていますが、この場合の手続について教えてください。…………… 27

(複数の販売場に係る届出書の提出)

問 32 当社は、衣料品店を経営しており、輸出物品販売場が5店舗あります。これらの販売場等について、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出をまとめて行うことは可能ですか。…………… 28

V 承認送信事業者

(承認送信事業者とは)

問 33 承認送信事業者について、具体的に教えてください。…………… 29

(承認送信事業者の承認申請手続)

問 34 承認送信事業者の承認申請手続について教えてください。…………… 30

(購入記録情報を「適切に国税庁長官に提供できること」)

問 35 承認送信事業者の承認要件とされている「購入記録情報を適切に国税庁長官に提供できること」について教えてください。…………… 31

(購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約)

- 問 36 承認送信事業者の購入記録情報の提供要件とされている「購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約」について教えてください。…………… 31

(必要な情報を共有するための措置)

- 問 37 承認送信事業者の購入記録情報の提供要件とされている承認送信事業者と輸出物品販売場を経営する事業者との間における「必要な情報を共有するための措置」について教えてください。…………… 31

(承認送信事業者から輸出物品販売場を経営する事業者への購入記録情報の提供等の方法)

- 問 38 承認送信事業者が、契約を締結した輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）した場合は、その提供（送信）した購入記録情報又はその購入記録情報を出力（印刷等）する方法により作成した書面をその輸出物品販売場を経営する事業者に対して提供又は交付しなければなりません。この提供又は交付について具体的に教えてください。…………… 32

(承認送信事業者が購入記録情報の提供を行った場合の輸出物品販売場を経営する事業者における購入記録情報の保存（クラウドサービス等の利用）)

- 問 39 当社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報は、承認送信事業者が国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）しています。その購入記録情報について、承認送信事業者が所有するサーバ内に保存することを考えていますが、このような保存方法は認められますか。なお、そのサーバは、当社が経営する輸出物品販売場に設置しているパソコンから直接アクセス可能であり、そのサーバに保存している購入記録情報を必要に応じて閲覧し、書面で印刷することが可能です。…………… 33

(「承認送信事業者」と「承認免税手続事業者」の兼務)

- 問 40 当社は、承認免税手続事業者として特定商業施設に免税手続カウンターを設置し、手続委託型輸出物品販売場に係る免税販売手続を行っています。免税販売手続の電子化を受け、当社から国税庁長官（免税販売管理システム）に契約先の手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報を提供（送信）することを検討していますが、可能ですか。…………… 33

(フランチャイズ店舗の対応)

問 41 当社は、自社ブランドの商品の販売についてフランチャイズ展開をしており、フランチャイズ本部として、加盟店との間において、独自のシステムで連携することにより、各加盟店の売上などをリアルタイムに集約しています。免税販売手続の電子化に当たり、現行の独自のシステムを改修し、当社から各加盟店の購入記録情報を提供（送信）することを検討していますが、それは可能ですか。また、当社が他の承認送信事業者と契約し、その承認送信事業者から各加盟店に係る購入記録情報を提供（送信）することは可能ですか。なお、当社は自社ブランドの商品について直営店を有しておらず、輸出物品販売場の許可を受けていません。…………… 35

(自社とグループ会社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報を送信する場合)

問 42 当社は、自ら輸出物品販売場を経営しており、保有するシステムで自ら購入記録情報を送信します。当社には輸出物品販売場を経営する別のグループ会社があり、このグループ会社が経営する輸出物品販売場の購入記録情報についても当社が保有するシステムから送信したいと考えています。この場合はどのように購入記録情報を送信すればよいですか。…………… 36

(承認送信事業者の購入記録情報の保存)

問 43 承認送信事業者が国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）した購入記録情報の保存について教えてください。…………… 36

VI 臨時販売場

(臨時販売場を設置する事業者の届出書の提出)

問 44 当社は、臨時販売場を設置する事業者として所轄税務署長の承認を受けていますが、設置する臨時販売場について「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出はどのように行えばよいですか。…………… 37

(臨時販売場における購入記録情報の提供（送信）)

問 45 当社は、臨時販売場を設置する事業者として所轄税務署長の承認を受けていますが、臨時販売場における購入記録情報の提供（送信）について教えてください。…………… 38

(臨時販売場に係る購入記録情報の保存)

問 46 当社は、臨時販売場を設置する事業者として所轄税務署長の承認を受けていますが、臨時販売場に係る購入記録情報の保存について教えてください。…………… 39

Ⅶ 輸出物品販売場の開設に関する申請

(輸出物品販売場を開設する場合の手続)

- 問 47 「免税販売手続の電子化」に伴い、新規に輸出物品販売場を開設する場合の手続について、変更はありますか。…………… 40

(輸出物品販売場の許可要件)

- 問 48 「免税販売手続の電子化」に伴い、輸出物品販売場を開設する際の許可要件について、変更はありますか。…………… 41

Ⅷ 経過措置

(免税販売手続の電子化に関する経過措置)

- 問 49 免税販売手続の電子化に関する経過措置について教えてください。…………… 42

(輸出物品販売場ごとの経過措置の適用)

- 問 50 当社は、輸出物品販売場を複数経営していますが、一部の店舗は、令和2年4月1日から免税販売手続の電子化に対応予定であり、残りの店舗は、経過措置期間中に対応する予定です。このように、店舗ごとに異なる対応をすることは可能ですか。…………… 42

(「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」提出後の経過措置の適用)

- 問 51 当社は、令和2年4月1日から電子情報処理組織を使用して購入記録情報を提供するとして「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出しましたが、免税システムへの対応が間に合わず、令和2年5月1日から対応することを予定しています。令和2年4月1日から4月30日までの間、従前の書面による免税販売手続を行うことは可能ですか。…………… 43

Ⅸ 免税販売管理システム

(免税販売管理システムの概要)

- 問 52 新たに運用を開始する免税販売管理システムの概要について教えてください。… 44

(購入記録情報の提供に係る送信ソフトウェア①)

- 問 53 国税庁が運用する免税販売管理システムやe-Taxにおいて、購入記録情報を作成し、送信する機能はありますか。…………… 45

(購入記録情報の提供に係る送信ソフトウェア②)

- 問 54 購入記録情報を作成して免税販売管理システムに送信するシステムの準備について教えてください。…………… 45

(購入記録情報のデータ仕様)

- 問 55 免税販売管理システムに送信する購入記録情報の具体的なデータ仕様（データ型、桁数等）について公開していますか。…………… 46

(購入記録情報のテスト送信)

- 問 56 開発した送信システムの設計や送信機器のセットアップが正常かどうか事前に確認することはできますか。…………… 46

(購入記録情報の受信時の内容チェック)

- 問 57 免税販売管理システムで受信した購入記録情報の内容チェックについて教えてください。…………… 47

(購入記録情報の送信結果)

- 問 58 免税販売管理システムで購入記録情報が正常に受け付けられたかどうかを確認できますか。…………… 48

(本番環境とテスト環境のいずれに送信したかの判別方法)

- 問 59 当社が購入記録情報を免税販売管理システムの本番環境とテスト環境のどちらに送信したか受信結果通知で判別することはできますか。…………… 49

(購入記録情報の受信結果通知が返却されない場合)

- 問 60 免税販売管理システムに購入記録情報の送信を行いました。受信結果通知が返却されませんでした。この場合はどのように対応すればよいですか。…………… 50

(購入記録情報の送信結果の照会)

- 問 61 これまでに行った購入記録情報の提供の受付状況について後日免税販売管理システムで照会する機能はありますか。…………… 51

(エラーコードを含む受信結果通知への対応ができない場合)

- 問 62 購入記録情報の送信後、免税販売管理システムから購入記録情報を受け付けていない旨の受信結果通知の返却があり、エラーコードが設定されていた場合において、既に購入者がその場を離れ、必要な情報の補正ができませんでした。この場合どうなりますか。
..... 51

(必須項目となっていない記録項目)

- 問 63 必須項目となっていない記録項目（出国予定日、JANコードなど）について、空白として送信した場合、免税の適用はありますか。..... 52

(必須項目の誤送信)

- 問 64 旅券番号や輸出物品販売場の識別符号を間違えて入力して購入記録情報を作成し、免税販売管理システムに送信したところ、免税販売管理システムから正常に受信した旨の受信結果通知が返却されました。この場合、どうすればよいですか。..... 53

(購入記録情報の重複送信)

- 問 65 電子計算機の操作を誤って、一回の免税販売について、二度購入記録情報を送信し、それぞれ正常に受信した旨の受信結果通知を受けました。この場合、どうすればよいですか。..... 53

(旅券等の情報の具体的な設定)

- 問 66 購入者の旅券等の情報は具体的にどのように設定すればよいですか。..... 54

(乗員上陸許可書の情報の具体的な設定)

- 問 67 購入者から提示された乗員上陸許可書の情報が次のとおりであるとき、乗員上陸許可書の情報をどのように購入記録情報に設定すればよいですか（乗員上陸許可書の情報はこの目次では記載を省略します。）。..... 55

(品名の設定内容)

- 問 68 当社の商品管理システムでは、具体的な商品名のほか、JANコード、当社独自の商品分類コード、型番、メーカー名などの詳細な情報を有していますが、購入記録情報の品名として何を設定するのですか。..... 56

(1回に提供できる物品の数)

- 問 69 1回に提供できる物品の数に上限はありますか。また、上限を超える場合どのように購入記録情報を送信すればよいですか。…………… 56

(免税対象物品の一部をその場で運送業者に引き渡す場合)

- 問 70 免税対象物品の一部をその場で運送業者に引き渡す方法により海外へ直送する場合、どのように購入記録情報を送信すればよいですか。…………… 57

(返品・取消)

- 問 71 非居住者に免税販売を行い、購入記録情報の送信後、その者から商品の返品を受け、販売額を返金しました。この場合の対応について教えてください。…………… 57

(購入記録情報のデータ追越し)

- 問 72 返品や取消しに伴う購入記録情報の修正データは、当初の購入記録情報より後に免税販売管理システムで受け付けられる必要がありますか。…………… 58

(セット販売)

- 問 73 複数の商品を組み合わせて価格設定を行っているものを免税販売した場合に、個々の商品ごとに購入記録情報の物品情報として記録するとき、販売価額をどのように入力すればよいですか。…………… 58

(値引き)

- 問 74 非居住者へ免税販売を行う際、商品の値引きを行いました。この場合の購入記録情報の記録項目である単価や販売価額について教えてください。…………… 59

(複数物品にまたがる値引き)

- 問 75 特定の商品を組み合わせて購入した場合に適用される値引きや販売総額からの値引きについてどのように対応すればよいですか。…………… 60

(端数処理)

- 問 76 購入記録情報の価額等の各記録項目は、整数値で送信することとされていますが、計算の過程で生じる1円未満の端数はどのように処理すればよいですか。…………… 61

I 免税販売手続の電子化の概要等

(「免税販売手続の電子化」の概要)

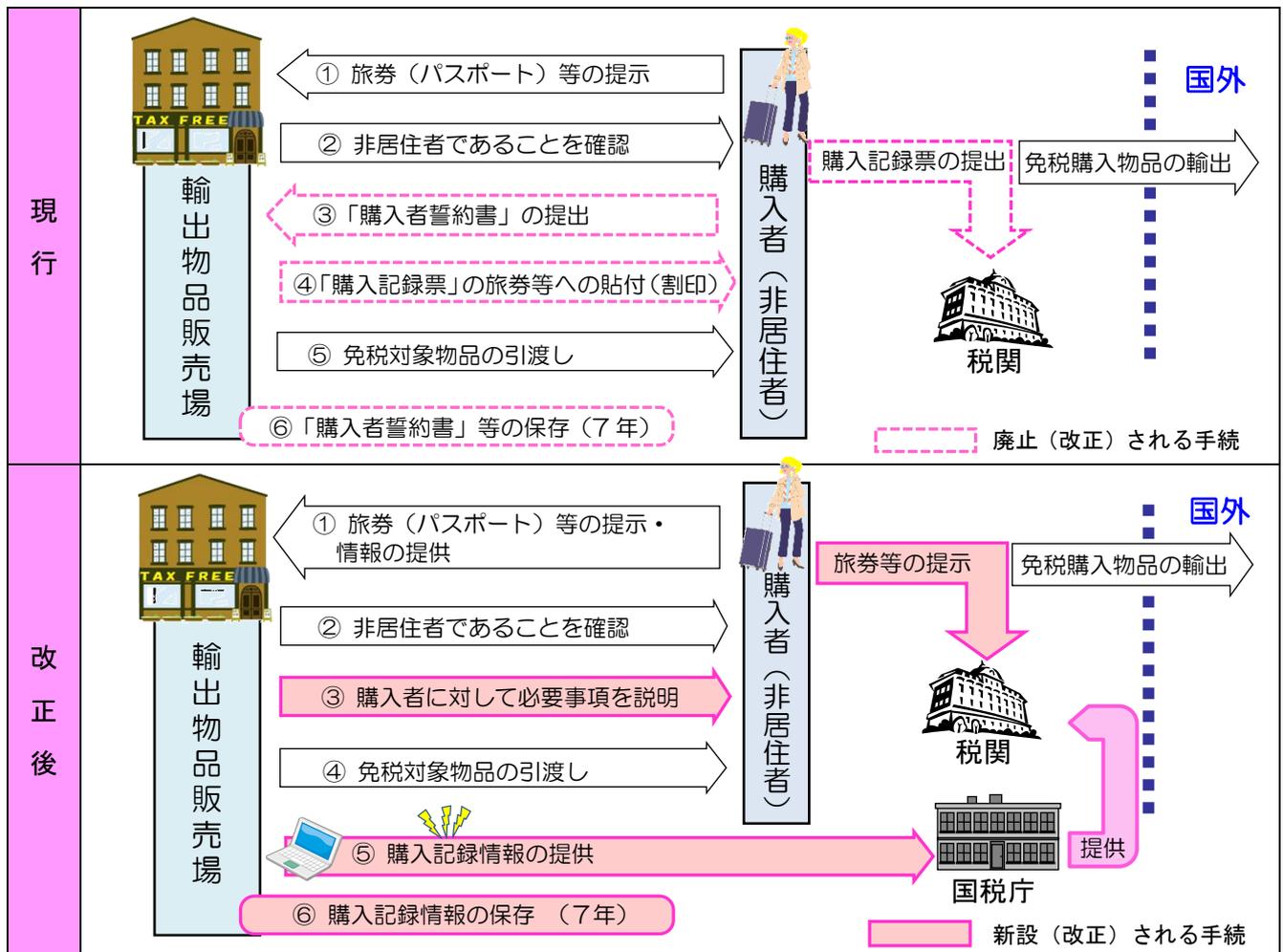
問1 「免税販売手続の電子化」の概要を教えてください。

【答】

令和2年4月1日から、外国人旅行者の利便性の向上及び輸出物品販売場を経営する事業者の免税販売手続の効率化を図り、外国人旅行消費のより一層の活性化と地方も含めた免税店数の更なる増加を図る観点から、免税販売手続（購入記録票の提出等）が電子化されることとなりました。

具体的な変更点等は、以下のとおりです。

○ 現行と改正後のイメージ



① 免税販売手続等の変更点

イ 旅券等の提示、情報の提供

これまで輸出物品販売場において、書面で行われていた購入記録票の作成、旅券等への購入記録票の貼付・割印、購入者誓約書及び旅券等の写しの提出などの手続が廃止され、輸出物品販売場を経営する事業者は、購入者（非居住者）から旅券等の提示を受け、その旅券等に記載された情報の提供を受けることとされました（消令18②一）。

なお、購入記録票の作成等の手続が廃止されることに伴い、購入者においては、出国時の手続として、税関長へ購入記録票を提出することに代え、旅券等を提示することとされました（消令18⑤）。

ロ 購入者への説明義務

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売の際、購入者に対して、その免税購入した物品が輸出するため購入されるものであること等を説明しなければならないこととされました（消令18⑩、消規則6の3）。

ハ 購入記録情報の提供

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報（購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入者の購入の事実を記録した電磁的記録）を、免税販売の際、電子情報処理組織を用いて遅滞なく国税庁長官に提供することとされました。

購入記録情報を提供するためには、あらかじめ輸出物品販売場を経営する事業者の納税地の所轄税務署長に対して経営する輸出物品販売場ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出する必要があります（消令18⑥）。

（注）この届出書を納税地の所轄税務署長へ提出した事業者の方には、その税務署長から届出に係る輸出物品販売場の識別符号が通知され、その識別符号は、購入記録情報の記録項目の一つとなります（消規則6の2②）。

ニ 購入記録情報の保存

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入者誓約書等の保存に代え、国税庁長官に提供した購入記録情報を整理して、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又は免税販売を行った輸出物品販売場の所在地に保存しなければならないこととされました（消規則7）。

② 電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例（承認送信事業者による購入記録情報の提供）

免税販売手続の電子化に伴い、本来、輸出物品販売場を経営する事業者が国税庁長官に提供しなければならない購入記録情報について、一定の要件を満たす場合、承認送信事業者が輸出物品販売場を経営する事業者のために国税庁長官に提供することができる特例が設けられました（消令18の4）。

（注）承認送信事業者とは、適切に国税庁長官に購入記録情報を提供できることなどの要件を満たし、納税地の所轄税務署長から承認を受けた者をいいます。

なお、令和2年4月1日から令和3年9月30日までの間は、経過措置として従前の書面による免税販売手続ができることとされています。

(購入記録情報の提供手続の概要)

問2 新たに措置される国税庁長官への購入記録情報の提供手続の概要について教えてください。

【答】

購入記録情報は、電子情報処理組織を使用する方法により国税庁長官に提供しなければならないこととされています（消令18⑥、消規則6の2④）。

電子情報処理組織とは、国税庁の使用に係る電子計算機と事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含みます。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいい、電子情報処理組織を使用する方法とは、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた事業者の電子計算機から、氏名又は名称を明らかにして購入記録情報を提供する方法をいいます（消令18⑥、消規則6の2④）。

具体的には、事業者のパソコン等の送信機器からインターネット回線等を通じて国税庁が運用する免税販売管理システム（購入記録情報を受け付けるためのシステム）に接続し（認証の仕組みとして電子証明書（クライアント証明書）を活用します。）、購入記録情報をデータで送信することとなります。

免税販売管理システムの概要については、問52を、電子証明書（クライアント証明書）の概要については、問17を、それぞれご参照ください。

輸出物品販売場を
経営する事業者等



クライアント証明書の
インストール

免税販売管理
システム



購入記録情報の提供（送信）

インターネット回線等

(既存の輸出物品販売場における事前手続)

問3 当社は、既に現行法下で輸出物品販売場の許可を受けていますが、「免税販売手続の電子化」に当たり、新たに行わなければならない事前手続はありますか。

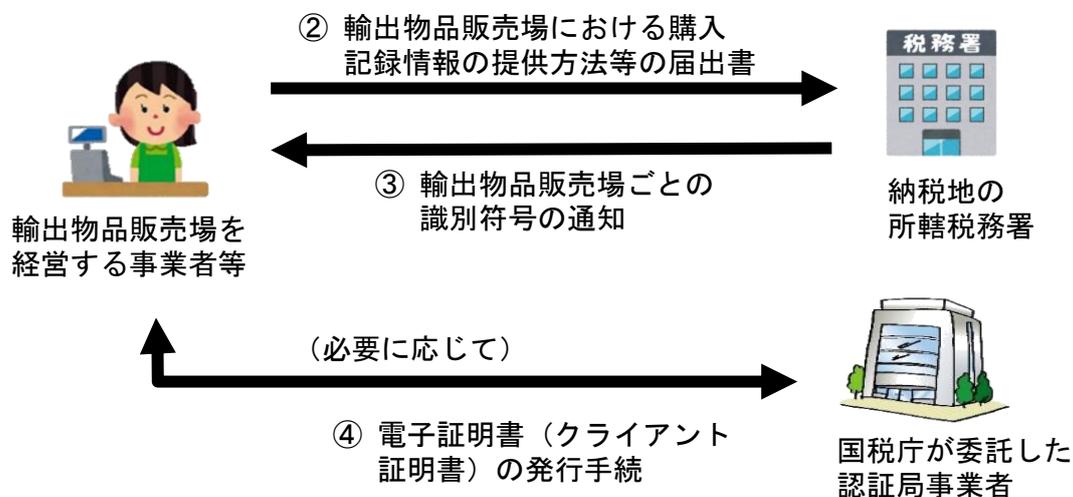
【答】

購入記録情報を国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）するためには、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」に必要事項を記載の上、経営する輸出物品販売場ごとにあらかじめ輸出物品販売場を経営する事業者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（消令18⑥、消規則6の2①）。この届出書を提出することで、輸出物品販売場ごとの識別符号（購入記録情報の記録項目の一つとなります。）の通知及び電子証明書（クライアント証明書）の発行が行われます（消規則6の2②）。

したがって、既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者であっても、購入記録情報の提供方法（送信方法）を決定し、事前にこの届出書を新たに提出する必要があります。

なお、この届出書は、令和元年10月1日から提出することができます（改正令附則12、4⑤）。

① 購入記録情報の提供方法の決定



(購入記録情報を提供(送信)するためのシステム対応等の準備)

問4 購入記録情報を提供(送信)するためには、システム面でどのような準備が必要ですか。

【答】

購入記録情報の提供は、購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入者の購入の事実を基に電子データで作成した購入記録情報を電気通信回線(インターネット回線等)を通じて免税販売管理システムに送信する方法により行いますので、輸出物品販売場を営業者は、インターネット回線等に接続可能な環境を用意していただいた上で、「免税販売管理システムAPI仕様書」(国税庁ホームページで公開しています。)に従って購入記録情報を作成し、免税販売管理システムに送信するためのシステムを構築していただく必要があります。

なお、輸出物品販売場を営業者自らこのようなシステムの構築を行うことが困難である場合には、

- ① 他の事業者が提供する購入記録情報の提供のための送信ソフトウェアやアプリケーション等のサービスを活用する、又は、
 - ② 輸出物品販売場を営業者のために提供することができる者として税務署長の承認を受けた送信事業者(承認送信事業者)との間で契約を締結し、一定の要件の下で、自らが行うことなく承認送信事業者から提供することができる特例を活用する、
- といった対応が考えられます。

また、購入記録情報には、購入者が免税購入した物品等の情報に加えて、購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報が含まれますので、この情報を記録するための準備が必要となります。具体的には、旅券等に記載された購入者の氏名や国籍、在留資格、上陸年月日等を記録するための機器の準備が挙げられます。

なお、旅券等に記載された情報の確認・記録は、手入力等による方法でも差し支えありませんが、旅券等に記載された情報の読み取り、入力作業の効率化・省力化のため、必要に応じてパスポートリーダーなどの機器を準備していただくことも一案です(一般的には、パスポートリーダーの読取対象外となる在留資格及び上陸年月日については、別途入力作業が生じることが考えられます。)

【免税販売管理システムAPI仕様書の国税庁ホームページでの掲載場所】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>(消費税関係)>輸出物品販売場の免税販売手続電子化について>購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について

(インターネット環境がない場合)

問5 当社は、インターネット環境を有していませんが、その場合は「免税販売手続の電子化」にどのように対応したらよいですか。

【答】

購入記録情報は、電子情報処理組織を使用する方法により国税庁長官に提供しなければならないこととされており、電子情報処理組織とは、国税庁の使用する電子計算機（入出力装置を含みます。）と事業者の使用する電子計算機とを電気通信回線（インターネット回線等）で接続した電子情報処理組織をいいます（消令18⑥）。

したがって、免税販売手続の電子化の施行後において免税販売を行うためには、インターネット回線等に接続可能な環境を準備していただく必要があります^(注)。

なお、購入記録情報を国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）することについては、輸出品販売場を経営する事業者のために提供（送信）することができる者として税務署長の承認を受けた送信事業者（承認送信事業者）との間で契約を締結し、一定の要件の下で、自らが行うことなく承認送信事業者から提供（送信）することができる特例が設けられていますが、この場合であっても、一般的には、承認送信事業者との間で購入記録情報の提供（送信）に必要な情報を共有するためには、インターネット回線等に接続可能な環境を準備していただく必要があります。

承認送信事業者について、詳しくは問33～43をご参照ください。

(注) 令和2年4月1日から令和3年9月30日までの間は、経過措置として従前の書面による免税販売手続ができることとされています。経過措置について、詳しくは問49～51をご参照ください。

(インターネット環境以外での購入記録情報の提供)

問6 当社のセキュリティポリシーの関係から、お客様の個人情報が含まれる購入記録情報の提供については、インターネット環境以外の回線で提供（送信）したいのですが、どのような方法が可能ですか。

【答】

免税販売管理システムに対して購入記録情報を提供（送信）するための通信回線は、インターネット回線によるほか、国税庁が用意したIP-VPN回線によることもできます。IP-VPN回線を利用する場合、国税庁が契約したIP-VPN回線業者との契約及び費用負担が生じます。IP-VPN回線の利用に関する手続については、決定次第国税庁ホームページにて公表します。

なお、免税販売管理システムでは、インターネット回線を含め、ネットワーク上を流れる個人情報などは暗号化しており、盗み見及び改ざん防止を図っています。

II 免税販売手続の方法等

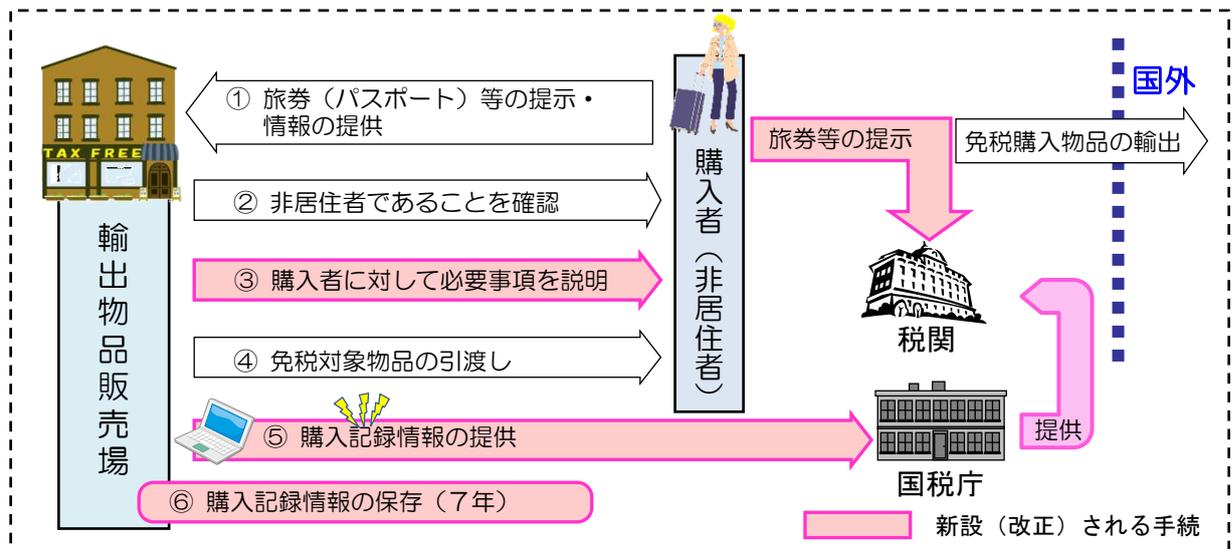
(免税販売手続の方法)

問7 輸出物品販売場における免税販売手続電子化後の免税販売手続の流れを具体的に教えてください。

【答】

免税販売手続電子化後の輸出物品販売場における免税販売手続の方法は、次のとおりです。

○改正後の免税販売手続のイメージ（再掲）



① 旅券（パスポート）等の提示・情報の提供

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入者から旅券等の提示を受け、その旅券等に記載された情報の提供を受けます（消令18②一イ、ロ）。

次に掲げる旅券等のいずれの提示もないときには、免税販売を行うことはできません。

なお、購入者から提供を受ける旅券等に記載された情報について、詳しくは問8をご参照ください。

イ 旅券（上陸許可の証印を受けたもの）^(注)

ロ 船舶観光上陸許可書

ハ 乗員上陸許可書

ニ 緊急上陸許可書

ホ 遭難による上陸許可書

(注) トラストイド・トラベラー・プログラムを利用して、入国した場合、旅券等には、上陸許可の証印が省略されているため、旅券等で非居住者であることが確認できませんが、購入者が旅券（パスポート）とともに特定登録者カードを提示し、特定登録者カードから非居住者であることの確認ができる場合には、免税販売することも可能です。

② 非居住者であることの確認

輸出物品販売場を経営する事業者は、①で提示を受けた旅券等により、購入者が非居住者

であることを確認します。

③ 購入者に対して必要事項を説明

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税対象物品を購入する購入者に対し、その免税対象物品が国外へ輸出するため購入されるものであることなどを説明しなければならないこととされています（消令 18⑩、消規則 6 の 3）。

説明する事項及びその方法について、詳しくは問 11～13 をご参照ください。

④ 免税対象物品の引渡し

輸出物品販売場を経営する事業者は、販売する物品が消耗品（一般物品と消耗品を合算して購入下限額を判定する場合には、その一般物品も含まれます。）である場合には、指定された方法により包装し、免税対象物品を購入者に引き渡します。

⑤ 購入記録情報の提供

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売の際、次の事項を記録した電磁的記録（購入記録情報）を、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならないこととされています（消令 18⑥）。具体的には、事業者のパソコン等の送信機器からインターネット回線等を通じて国税庁が運用する免税販売管理システムに接続し、購入記録情報をデータで送信することとなります。

イ ①で購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報

ロ 購入者の免税対象物品の購入の事実

購入記録情報の提供について、詳しくは問 14～19 を、「遅滞なく」の意義について、詳しくは問 20 をご参照ください。

⑥ 購入記録情報の保存

輸出物品販売場を経営する事業者は、国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）した購入記録情報を、一定の要件に従って、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から 2 月を経過した日から 7 年間、納税地又は免税販売を行った輸出物品販売場の所在地に保存しなければなりません（消法 8 ②、消令 18⑭、消規則 7 ①②）。購入記録情報の保存の方法について、詳しくは問 22 をご参照ください。

購入記録情報の保存がない場合には、非居住者に対する販売であっても免税となりません。

ただし、災害その他やむを得ない事情により保存できなかったことを事業者が証明した場合には、この限りではありません（消法 8 ②）。

(購入者から提供を受ける旅券等に記載された情報)

問 8 購入者から提供を受ける旅券等に記載された情報とは、具体的にどのようなものですか。

【答】

購入者が、免税対象物品を購入する際、輸出物品販売場を経営する事業者に対して、旅券等に記載された情報として提供する事項は次のとおりです（消令 18②一ロ、消規則 6①）。

なお、次の事項は、国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）する購入記録情報に記録する事項の一部となります。購入記録情報について、詳しくは問 14 をご参照ください。

- ① 氏名
- ② 国籍
- ③ 生年月日
- ④ 在留資格
- ⑤ 上陸年月日
- ⑥ 旅券等の種類
- ⑦ 旅券等の番号

(注) 1 これらの提供（送信）する事項についての購入記録情報における具体的な設定については、詳しくは、問 66、問 67 をご参照ください。

2 購入者から旅券（パスポート）の写しが貼付（又は裏面印刷）された出入国管理及び難民認定法に規定する「船舶観光上陸許可書」の提示を受けた場合において、提供を受ける⑦旅券等の番号は、貼付（又は裏面印刷）されている旅券（パスポート）の写しに記載されている旅券（パスポート）の番号となります（消規則 6①ニ）。詳しくは問 9 をご参照ください。

(船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合の「旅券等の番号」)

問 9 購入者から船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、提供を受ける「旅券等の番号」について教えてください。

【答】

これまで購入者から提示を受ける旅券等の種類が、旅券（パスポート）の写しが貼付された出入国管理及び難民認定法に規定する船舶観光上陸許可書の場合、購入記録票及び購入者誓約書に記載する「旅券等の番号」は、船舶観光上陸許可書の番号又は旅券（パスポート）の番号のいずれかとされていました。

令和 2 年 4 月 1 日以後、購入記録票及び購入者誓約書の作成に係る手続が廃止され、購入者から旅券等の提示を受け、その旅券等に記載された情報の提供を受けることとなりますが、購入者から旅券（パスポート）の写しが貼付（又は裏面印刷）された船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、提供を受ける旅券等の番号は、貼付（又は裏面印刷）されている旅券（パスポート）の写しに記載されている旅券（パスポート）の番号となります（消規則 6①二）。

なお、購入者から旅券（パスポート）の写しが貼付（又は裏面印刷）されていない船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、提供を受ける旅券等の番号は、船舶観光上陸許可書の番号となります。

(参考) 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間は、経過措置として従前の書面による免税販売手続ができることとされています。この場合における購入記録票及び購入者誓約書に記載する「旅券等の番号」は、これまでどおり船舶観光上陸許可書又は旅券（パスポート）のいずれかの番号を記載することとなります（改正令附則 4③）。

(購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報の取扱い)

問 10 購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報について、提供を受けた後どのような管理をすればよいですか。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入者から旅券等の提示を受け、その旅券等に記載された情報の提供を受けることとされていますが、輸出物品販売場を経営する事業者は、購入者から提供を受けた旅券等の情報を基に、購入記録情報を作成し、免税販売管理システムに送信し、送信した購入記録情報を保存することとなります。

したがって、購入記録情報の保存とは別に、提供を受けた旅券等に記載された情報の保存等を行う必要はありません。

なお、購入記録情報の受付を確認する前に購入者がある場を離れる場合については、詳しくは問 62 をご参照ください。

(購入者への説明の内容)

問 11 購入者へ説明する義務が課されるとのことですが、説明する内容について教えてください。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入者に対して、次の事項を説明しなければならないこととされています（消令 18⑩、消規則 6 の 3）。

- ① 免税対象物品が国外へ輸出するため購入されるものである旨
- ② 本邦から出国する際、その出港地を所轄する税関長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨（免税で購入した非居住者が居住者となる場合の旅券等の提示は、その住所地又は居所の所在地の所轄税務署長に対して行います。）
- ③ 免税で購入した物品を出国の際に所持していなかった場合には、免除された消費税額（地方消費税額に相当する額を含みます。）に相当する額を徴収される旨

(手続委託型輸出物品販売場における購入者への説明の実施者)

問 12 当社は手続委託型輸出物品販売場を経営しており、当社の販売場で商品を引き渡した後、免税販売手続は免税手続カウンターで契約した承認免税手続事業者が行っています。この場合に、購入者への説明は当社と承認免税手続事業者のどちらが行うのですか。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者が購入者に対して行わなければならないこととされている説明は、手続委託型輸出物品販売場においては、その手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者との契約に基づき免税販売手続を代理して行う承認免税手続事業者が行うこととなります。

(参考) 手続委託型輸出物品販売場制度とは、商店街、ショッピングセンター及びテナントビルなどの特定商業施設内において、免税手続カウンター（他の事業者が経営する販売場における免税販売手続の代理をしようとする事業者が、その代理を行うための施設設備をいいます。）を設置する事業者に免税販売手続を代理させることができる制度です（消令 18 の 2②二、④～⑥）。

(購入者への説明の方法)

問 13 購入者に対する説明は、口頭で行わなければならないのですか。

【答】

輸出物品販売場を営む事業者が、免税販売を行う際、購入者に対して行う説明の方法については、口頭で説明する方法のほか、例えば、次のような方法があります。

① 購入者に対して説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を交付する方法

② 輸出物品販売場内に、説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を掲示する方法

(注) 外国語の記載については、例えば、英語、中国語、韓国語など、販売場ごとに、来店する非居住者の状況を踏まえてご準備ください。

なお、①、②の方法により説明する場合には、単に書類等を交付又は掲示するだけでなく、購入者が内容を理解するよう「書類等をご一読ください」と口頭で伝える等して確認を促す必要があります。

《説明事項の記載例》

免税購入された商品は、輸出するために購入されたものであるため、必ず日本から持ち出してください。

また、日本からご出国の際は、税関でパスポートを提示しなければなりません。

日本からご出国される際に、免税で購入された商品を所持していない場合には、免除された消費税等相当額が徴収されます。

(注) 免税購入後に日本の居住者となる場合には、お住まいの地域の所轄税務署へパスポートを提示しなければなりません。この場合、免除された消費税等相当額が徴収されます。

Ⅲ 購入記録情報の提供について

(購入記録情報の記録事項)

問 14 購入記録情報として提供（送信）する事項について、具体的に教えてください。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売の際、電子情報処理組織を使用して、購入記録情報を遅滞なく国税庁長官に提供しなければならないこととされています（消令 18⑥）。具体的には、事業者のパソコン等の機器からインターネット回線等を通じて国税庁が運用する免税販売管理システムに購入記録情報をデータで送信します。

この購入記録情報とは、次の事項が記録された電磁的記録をいいます（消規則 6⑦⑧）。

- ① 購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報（問 8 【答】に記載した事項）
- ② 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地
- ③ 輸出物品販売場の名称、所在地及び税務署長から通知を受けた識別符号
- ④ 免税対象物品の譲渡の年月日
- ⑤ 免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は消耗品の別並びにその免税対象物品の価額の合計額
- ⑥ 購入者が購入した免税対象物品を、その場で運送業者（代理人を含みます。）に引き渡す方法によりその物品を海外へ直送する場合は、その運送業者の氏名又は名称
- ⑦ 一の特定商業施設内の複数の手続委託型輸出物品販売場（その特定商業施設内において承認免税手続事業者が経営する一般型輸出物品販売場のうち、免税手続カウンターを設置している一般型輸出物品販売場を含みます。）において、同一の日に同一の購入者に対して譲渡する一般物品の販売価額（免税価格）の合計額と消耗品の販売価額（免税価格）の合計額について、その免税販売手続を代理する一の承認免税手続事業者がそれぞれの販売価額（税抜）を一般物品と消耗品の別に合算して、免税販売の対象となる下限額を判定した場合には、その旨
- ⑧ 免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等^(注)である場合には、その旨
(注) 飲食料品（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たした一体資産を含みます。）の譲渡をいいます。

その他これらの情報を免税販売管理システムで適切に管理するための必須項目や任意項目があります。具体的な記録項目とその内容については、「免税販売管理システム A P I 仕様書」（国税庁ホームページで公開しています。）の「4. 1. 2 インターフェース定義」及び別紙 1 「購入記録情報インターフェース」をご確認ください。

【免税販売管理システム A P I 仕様書の国税庁ホームページでの掲載場所】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>(消費税関係)>輸出物品販売場の免税販売手続電子化について>購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について

(輸出物品販売場ごとの識別符号)

問 15 購入記録情報として提供(送信)する輸出物品販売場の識別符号について、具体的に教えてください。

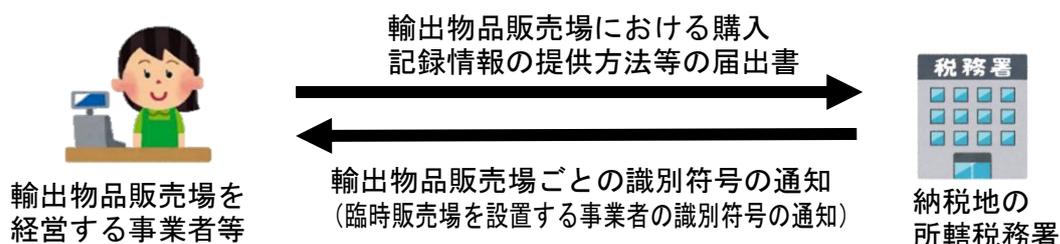
【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報を提供(送信)するに当たって、あらかじめその納税地の所轄税務署長に経営する輸出物品販売場ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出しなければならないこととされています(消令18⑥)。

この届出書を提出した事業者に対して、税務署長から、輸出物品販売場ごとの識別符号又は臨時販売場を設置する事業者の識別符号が通知されます(消規則6の2②)。

国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)する購入記録情報に記録することとされている識別符号とは、この通知を受けた輸出物品販売場ごとの識別符号又は臨時販売場を設置する事業者の識別符号のことをいいます(消規則6⑦二)。

なお、上記の届出書について、詳しくは問23をご参照ください。



(免税対象物品をその場で運送業者に引き渡す場合)

問 16 免税対象物品をその場で運送業者に引き渡す方法により海外へ直送する場合も購入記録情報を送信する必要がありますか。

【答】

これまで免税対象物品をその場で運送業者に引き渡す方法により海外へ直送する場合は、購入記録票の作成等の書面の手続の対象外とされてきました。

令和2年4月1日以後、購入記録票の作成等の書面の手続が廃止され、購入記録情報を電子データで免税販売管理システムに送信することになりますが、免税対象物品をその場で運送業者に引き渡す方法により海外へ直送する場合であっても、購入記録情報の送信は必要となります。

(参考) 令和2年4月1日から令和3年9月30日までの間は、経過措置として従前の書面による免税販売手続ができることとされています。免税対象物品をその場で運送業者に引き渡す方法により海外へ直送する場合についてこの従前の手続によるときは、これまでどおり書面の手続の対象外となります(改正令附則4③)。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

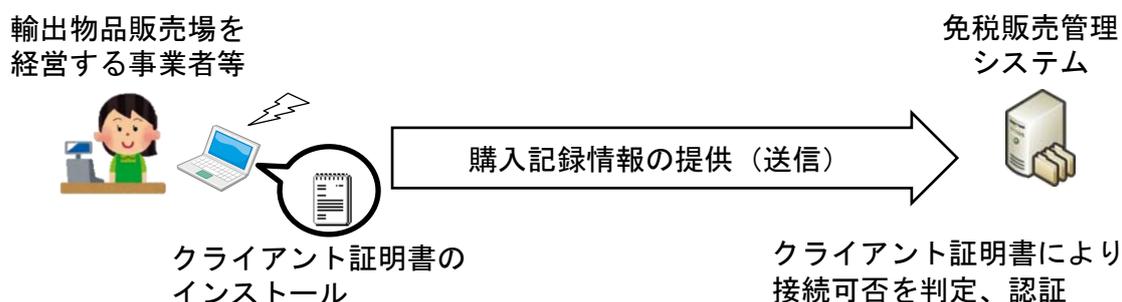
問 17 購入記録情報を提供(送信)する際、国税庁長官の定める方法により「氏名又は名称を明らかにする措置」が必要とのことですが、具体的に教えてください。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報を提供する際、国税庁長官の定める方法により「氏名又は名称を明らかにする措置」を講じなければならないこととされています(消令18⑦)。

具体的には、輸出物品販売場を経営する事業者又は承認送信事業者は、その送信機器に国税庁が委託する認証局が発行する電子証明書(クライアント証明書)をインストールし、免税販売管理システムでは証明書インストール済みの送信機器からのみ購入記録情報の送信を受け付けることとなり、これにより免税販売管理システムが輸出物品販売場を経営する事業者又は承認送信事業者を電子証明書(クライアント証明書)により識別する仕組みとなります(こうした仕組みにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じることとなります)。

なお、電子証明書(クライアント証明書)については、事業者からの届出により国税庁が委託する認証局を通じて順次発行することとなりますが、電子証明書(クライアント証明書)が必要となる場合及び具体的な届出手続は、詳しくは問23~27をご参照ください。



(電子証明書(クライアント証明書)の有効期限等)

問 18 電子証明書(クライアント証明書)に有効期限・利用料金があれば教えてください。

【答】

電子証明書(クライアント証明書)は、輸出物品販売場の廃止等や購入記録情報の提供方法の変更により、電子証明書(クライアント証明書)が不要になる場合は、失効することとなります。

また、電子証明書(クライアント証明書)の有効期限は、最大3年程度であり、有効期限の経過までに更新手続きが必要となりますが、具体的な更新手続きは決まり次第公表します。

なお、電子証明書(クライアント証明書)の利用料金を国税庁や認証局が徴収することはありません。

(購入記録情報の作成・提供の単位)

問 19 購入記録情報はどの単位で作成し、国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）することとなりますか。

【答】

購入記録情報の提供は、免税販売手続の際、遅滞なく行わなければならないこととされています（消令 18⑥）。したがって、購入記録情報は、原則として、免税販売手続の都度、1回の免税販売を1件の購入記録情報として作成し、送信することとなります（手続委託型輸出品販売場においては、承認免税手続事業者が行う免税販売手続の都度、手続委託型輸出品販売場ごとに区分して、1回の免税販売を1件の購入記録情報として作成し、送信することとなります。）。

なお、免税販売管理システムの設計上、1回の免税販売であっても2件以上に分割して購入記録情報を作成し、送信しなければならない場合があります。購入記録情報1件の品目数の上限については、問 69 を、免税対象物品の一部をその場で運送業者に引き渡す場合の取扱いについては、問 70 をそれぞれご参照ください。

(「遅滞なく」の意義)

問 20 購入記録情報は、免税販売手続の際、遅滞なく国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）しなければならないとのことですが、この「遅滞なく」の意味について、具体的に教えてください。

【答】

購入記録情報は、免税販売手続の際、「遅滞なく」国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）しなければならないこととされています（消令 18⑥）。

「遅滞なく」とは、「事情の許す限り最も速やかに」ということを意味し、購入記録情報は、免税販売手続を行った都度、即時に国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）する必要があります。

したがって、例えば、購入記録情報を即時に送信せずに、バッチ処理により1日1回送信することや一定件数たまった都度まとめて送信することなどは、「遅滞なく」提供することに当たりません。

なお、購入記録情報の提供（送信）がない場合のみならず、遅滞なく提供（送信）されない場合にも、免税販売の要件を満たさないことから、この場合は、免税販売管理システムで購入記録情報を正常に受け付けたとしても、消費税は免除されませんこととなります。

(購入記録情報が提供(送信)できない場合)

問 21 電気通信回線の故障で購入記録情報が遅滞なく提供(送信)できない場合、どうすればよいですか。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報の提供につき、災害その他やむを得ない事情により国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)することができなかった場合には、その災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに購入記録情報を国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)しなければならないこととされています(消令18⑧)。

「災害その他やむを得ない事情」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害や、これらの災害に準ずるような状況又は購入記録情報の提供(送信)を遅滞なく行うことができなかったことにつき、事業者の責めに帰することができない状況にある事態をいい、免税販売管理システムの障害により購入記録情報を提供(送信)できなかった場合についても含まれます。

したがって、ご質問のような電気通信回線の故障やシステム障害などの自己の責任によらない事情により購入記録情報を提供(送信)できなかった場合は、その電気通信回線の故障等について、早期に復旧するよう努めていただき、復旧後、速やかに購入記録情報を提供(送信)することを前提に、免税販売を行うこととなります。

なお、この場合は、電気通信回線の故障を理由に、従前の書面による免税販売手続(購入記録票の作成等)を行う必要はありません(経過措置との関係については、詳しくは問51をご参照ください)。

(購入記録情報の保存)

問 22 国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)した購入記録情報はどのように保存したらよいですか。また、紙での保存は認められますか。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)した購入記録情報を整理して、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、その納税地又は免税販売を行った輸出物品販売場の所在地に保存しなければならないこととされています(消規則7①)。

この購入記録情報を保存する場合、輸出物品販売場を経営する事業者は、

- ・ 電磁的記録のまま、又は
- ・ 紙に印刷して、

保存することとなります。

この購入記録情報を電磁的記録のまま保存しようとするときには、以下の措置を講じる必要があります（消規則7②）。

① 次のイ又はロのいずれかの措置を行うこと

イ この購入記録情報の提供後遅滞なくタイムスタンプを付すとともに、この購入記録情報の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと（電帳規8①一）

ロ この購入記録情報について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、この規程に沿った運用を行うこと（電帳規8①二）

② 購入記録情報の保存等に併せて、システム概要書の備付けを行うこと（電帳規3①三、8①）

③ 購入記録情報の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと（電帳規3①四、8①）

④ 検索機能を確保しておくこと（電帳規3①五、8①）なお、購入記録情報の場合は、次の検索項目となります。

- ・ 免税対象物品の譲渡年月日、免税対象物品の価額その他の主要な項目（購入者の氏名、輸出物品販売場の名称等）を検索条件として設定できること
- ・ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること
- ・ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること

（注）承認送信事業者を通じて購入記録情報を国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）する輸出物品販売場を経営する事業者は、承認送信事業者からその購入記録情報の提供を受けて保存することとなります。この場合の取扱いについては、詳しくは問38、39をご参照ください。

他方、購入記録情報を出力（印刷等）することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力（印刷等）したものに限ります。）を保存する方法によることもできます。この場合において、輸出物品販売場を経営する事業者は、その書面を、納税地又は免税販売を行った輸出物品販売場の所在地に上記と同様に7年間、整理して保存することとされています（消規則7③）。

（参考） 電帳法上の保存方法等については、国税庁ホームページに掲載されている、「電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）」や「電子帳簿保存法（Q&A）」を参考としてください。

IV 購入記録情報の提供に関する手続

(輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書)

問 23 「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」について教えてください。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報を国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）するためには、あらかじめその納税地の所轄税務署長に対して、次の事項を記載した「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出することとされています（消令 18⑥、消規則 6 の 2 ①）。

《輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書の記載事項》

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称（代表者の氏名を含みます。）、納税地、法人番号（法人番号を有しない者にあつては、輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称（代表者の氏名を含みます。）、納税地）
- ② 輸出物品販売場の所在地
- ③ 輸出物品販売場を経営する事業者の電子メールアドレス
- ④ 承認送信事業者が購入記録情報の提供を行う場合にあっては、その旨及びその承認送信事業者の識別符号
- ⑤ 臨時販売場を設置する事業者の承認を受けた事業者にあつては、その旨
- ⑥ その他参考となるべき事項

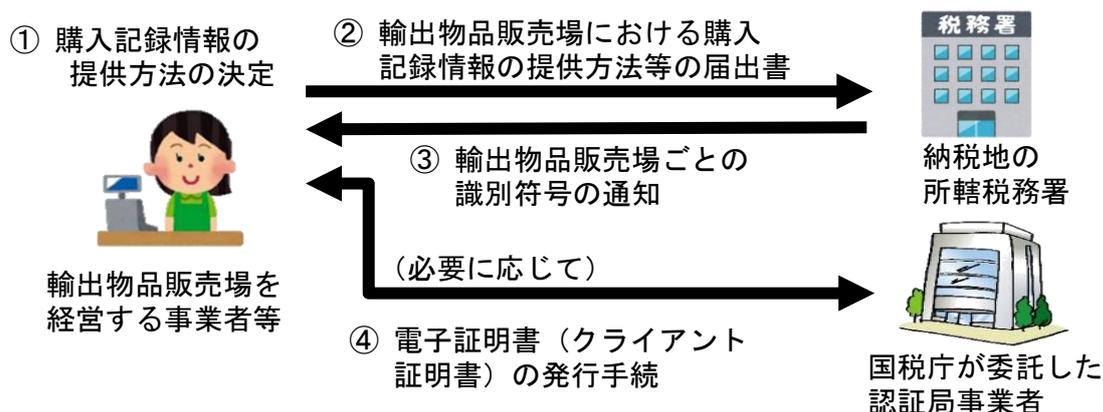
この届出書は、令和元年 10 月 1 日から提出することができます。

この届出書の提出を受けた税務署長は、届出書を提出した事業者に対して、輸出物品販売場ごとの識別符号又は臨時販売場を設置する事業者の識別符号を通知します。

さらに、届出書の「電子証明書の発行の要否」欄に「必要」のチェックを付した場合は、電子証明書（クライアント証明書）を国税庁から委託を受けた認証局より発行することとなりますが、具体的な流れについては、決まり次第公表します。

なお、識別符号の通知及び電子証明書（クライアント証明書）の発行については、一定の期間が必要となりますので、届出書の提出は時間的余裕を持って行ってください。

臨時販売場を設置する事業者の届出書の提出については、詳しくは問 44 をご参照ください。



(届出書に記載すべき電子メールアドレス)

問 24 「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」に記載する電子メールアドレスについて教えてください。

【答】

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」に記載する電子メールアドレスは、電子証明書（クライアント証明書）の発行・更新手続のために使用します。

したがって、この届出書への電子メールアドレスの記載は、電子証明書（クライアント証明書）が必要となる場合のみ行っていただくことになります。

また、記載する電子メールアドレスは、電子証明書（クライアント証明書）の発行手続を受ける担当者等が使用する適宜の電子メールアドレスで差し支えありません（ドメイン等の制限はありません。）。ただし、電子証明書（クライアント証明書）に関する手続等の連絡を確実に行う観点から、担当者等の交代等により電子メールアドレスの変更があった場合には、遅滞なく「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」により届け出る必要があります。詳しくは問 28 をご参照ください。

なお、電子証明書（クライアント証明書）の発行を円滑に行うため、「o」（オー）と「0」（ゼロ）などの判読が紛らわしい文字が含まれる場合は、届出書を e-Tax で提出する、又は、届出書のフリガナ欄に明示するといった対応をお願いします。

(電子証明書(クライアント証明書)の発行要否の判断)

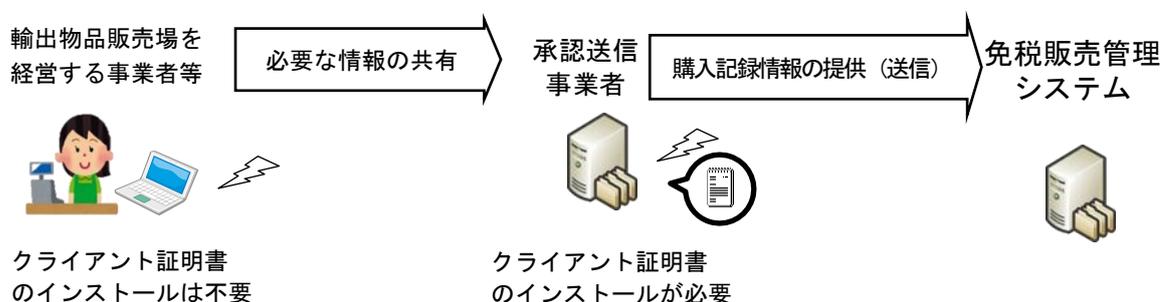
問 25 「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」に記載する電子証明書の発行要否について、どのように判断すればよいですか。

【答】

電子証明書(クライアント証明書)は、電気通信回線を通じて免税販売管理システムに接続する輸出物品販売場を営む事業者の送信機器にインストールするものですので、事業者がこうした送信機器を有するときに必要となります。

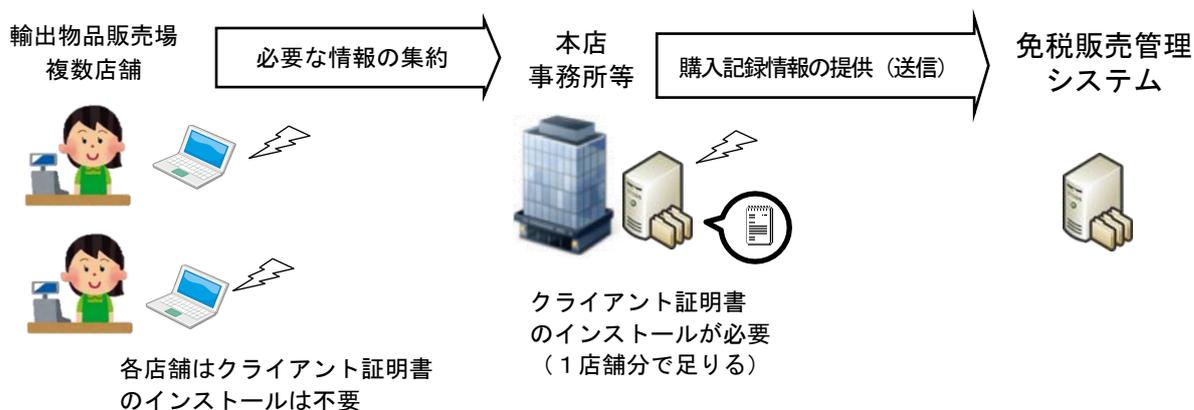
《具体例》

- ① 輸出物品販売場を営む事業者自ら購入記録情報の提供(送信)を行わない場合(承認送信事業者に購入記録情報の送信を委託する場合)



⇒ 輸出物品販売場を営む事業者においては、電子証明書(クライアント証明書)は不要となります。(届出書上は「承認送信事業者が購入記録情報の提供を行う場合」欄に必要事項を記入することになります。)

- ② 複数の輸出物品販売場を営む事業者が、送信機器を本店事務所等に1台設置し、その送信機器から営む全ての輸出物品販売場の購入記録情報の提供(送信)を行う場合



⇒ 営む輸出物品販売場のうち、少なくとも一つの輸出物品販売場について、電子証明書(クライアント証明書)の発行が必要として届出書の提出を行う必要があります。

この場合、電子証明書(クライアント証明書)は、その届出がされた輸出物品販売場に対して発行されているため、その特定の輸出物品販売場の廃止等により、発行されている

電子証明書（クライアント証明書）が失効します。この場合は、別の輸出物品販売場について新たに電子証明書（クライアント証明書）の発行を受けることが必要となりますので、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を提出する必要があります。詳しくは問 31 をご参照ください。

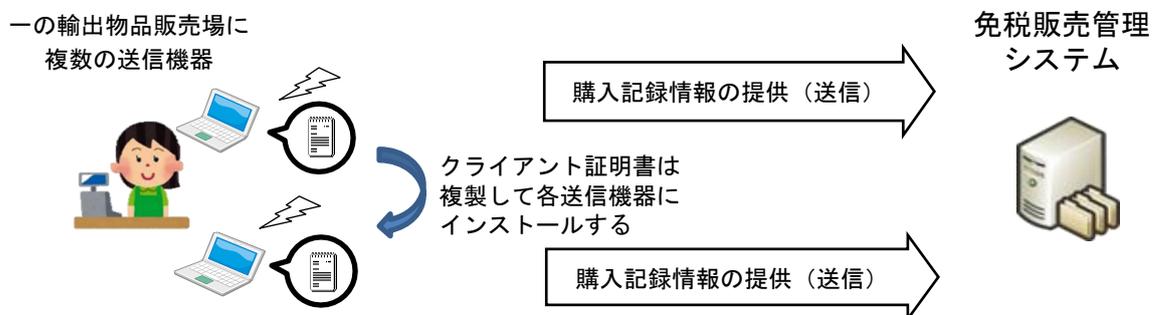
（1 店舗に複数の送信機器を有する場合の電子証明書（クライアント証明書）の発行手続）

問 26 当社は、経営する輸出物品販売場に送信機器を複数設置し、その複数の送信機器からそれぞれ購入記録情報の提供（送信）を行います。このとき、設置する送信機器の数の電子証明書（クライアント証明書）の発行を受ける必要がありますか。

【答】

購入記録情報の提供（送信）に係る送信機器にインストールする電子証明書（クライアント証明書）については、税務署長から通知される輸出物品販売場ごとの識別符号ごとに1通となります。この電子証明書（クライアント証明書）は、発行を受けた後で複製して複数の送信機器にインストールすることが可能です。

したがって、同じ輸出物品販売場内の送信機器ごとに複数の電子証明書（クライアント証明書）の発行を受ける必要はありません。



(他の事業者が提供する送信ソフトウェア等を利用する場合の電子証明書(クライアント証明書))

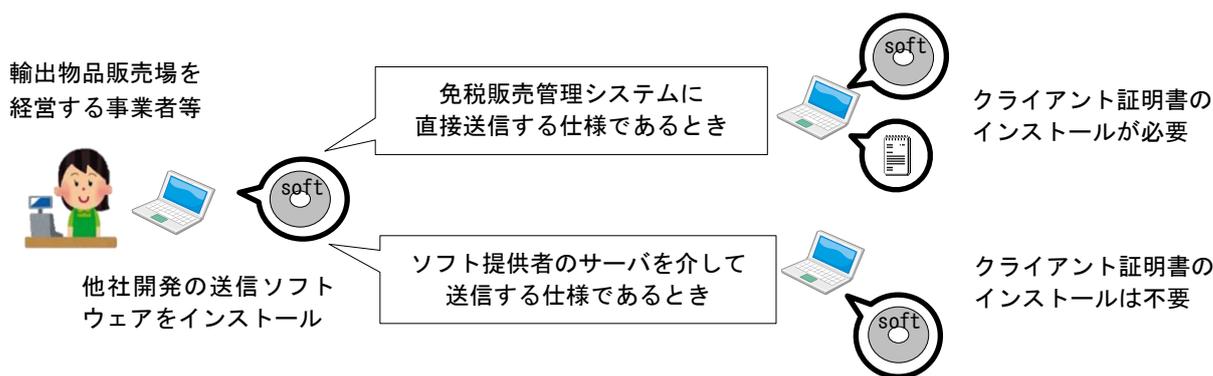
問 27 当社は、購入記録情報の提供(送信)のためのシステム対応として、他の事業者が提供する送信ソフトウェアを当社のパソコン機器にインストールすることを考えていますが、この場合は、当社のパソコン機器について電子証明書(クライアント証明書)の発行を受ける必要がありますか。

【答】

ご利用になる送信ソフトウェアが、インストールされたパソコン機器から免税販売管理システムに直接購入記録情報を送信する仕様である場合は、貴社のパソコン機器に電子証明書(クライアント証明書)をインストールする必要がありますので、電子証明書(クライアント証明書)の発行を受ける必要があります。

一方、ご利用になる送信ソフトウェアが、インストールされたパソコン機器から送信ソフトウェアの提供者等のシステムサーバ等に一度購入記録情報を送信し、そのシステムサーバ等から免税販売管理システムに購入記録情報を送信する仕様である場合は、送信ソフトウェアの提供者等が承認送信事業者として免税販売管理システムに購入記録情報を送信することとなり、貴社のパソコン機器について電子証明書(クライアント証明書)のインストールは不要ですので、電子証明書(クライアント証明書)の発行を受ける必要はありません。

したがって、電子証明書(クライアント証明書)の発行要否については、利用される送信ソフトウェアの仕様により異なりますので、その送信ソフトウェアの説明書等でご確認ください。



(輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書(電子メールアドレス))

問 28 「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出後、その届出書に記載した電子メールアドレスを変更したのですが、この場合の手続について教えてください。

【答】

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出した輸出物品販売場を経営する事業者は、その届出書に記載した事項に変更があった場合には、遅滞なく、変更があった旨及び次の事項を記載した「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を、その納税地を所轄する税務署長に提出することとされています(消規則6の2③)。

《輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書の記載事項》

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称(代表者の氏名を含みます。)、納税地、法人番号(法人番号を有しない者にあつては、輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称(代表者の氏名を含みます。)、納税地)
- ② 変更に係る輸出物品販売場の所在地
- ③ 変更の内容
- ④ その他参考となるべき事項

したがって、ご質問のように、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出後、その届出書に記載した電子メールアドレスを変更した場合においては、その変更後の電子メールアドレスを「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」に記載の上、その納税地の所轄税務署長に遅滞なく提出する必要があります。

(輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書(提供方法の変更①))

問 29 当初、承認送信事業者に購入記録情報の提供(送信)を委託することとして「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出をし、識別符号の通知のみを受けていましたが、今般、購入記録情報の提供(送信)を自ら行う方法に変更し、電子証明書(クライアント証明書)の発行を受けたいと考えています。この場合の手続について教えてください。

【答】

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出した輸出物品販売場を経営する事業者は、その届出書に記載した事項に変更があった場合には、遅滞なく、変更があった旨及び次の事項を記載した「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を、その納税地を所轄する税務署長に提出することとされています(消規則6の2③)。

《輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書の記載事項》

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称(代表者の氏名を含みます。)、納税地、法人番号(法人番号を有しない者にあつては、輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称(代表者の氏名を含みます。)、納税地)
- ② 変更に係る輸出物品販売場の所在地
- ③ 変更の内容
- ④ その他参考となるべき事項

したがって、ご質問のように、当初、承認送信事業者に購入記録情報の提供を委託する内容の「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出していた場合に、購入記録情報の提供を自ら行う方法に変更したときは、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を記載の上、輸出物品販売場を経営する事業者の納税地の所轄税務署長に遅滞なく提出する必要があります。

その際、電子証明書(クライアント証明書)の発行を受ける必要があるときは、この届出書の「電子証明書の失効・発行」欄の「新たに電子証明書の発行を受ける」にチェックをし、電子メールアドレスを記載して、提出することで、電子証明書(クライアント証明書)の発行を受けることができますが、この発行手続には一定の時間を要しますので、届出書の提出は時間的余裕を持って行ってください。

なお、識別符号については、当初通知を受けたものを継続して利用することになります。

(輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書(提供方法の変更②))

問 30 当初、自ら購入記録情報を提供(送信)することとして「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出し、電子証明書(クライアント証明書)の発行を受けていましたが、承認送信事業者に購入記録情報の提供(送信)を委託することとなりました。この場合の手続について教えてください。

【答】

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出した輸出物品販売場を経営する事業者は、その届出書に記載した事項に変更があった場合には、遅滞なく、変更があった旨及び次の事項を記載した「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を、その納税地を所轄する税務署長に提出することとされています(消規則6の2③)。

《輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書の記載事項》

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称(代表者の氏名を含みます。)、納税地、法人番号(法人番号を有しない者にあつては、輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称(代表者の氏名を含みます。)、納税地)
- ② 変更に係る輸出物品販売場の所在地
- ③ 変更の内容
- ④ その他参考となるべき事項

したがって、当初、輸出物品販売場を経営する事業者が購入記録情報を自ら提供(送信)することとして、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出していた場合に、承認送信事業者から国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)させる方法に変更したときは、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」に承認送信事業者が提供する旨並びにその承認送信事業者の識別符号及び氏名又は名称等の必要事項を記載して、輸出物品販売場を経営する事業者の納税地の所轄税務署長に遅滞なく提出する必要があります。

ご質問のように、電子証明書(クライアント証明書)を失効させる必要があるときは、この届出書の「電子証明書の失効・発行」欄の「発行を受けた電子証明書を失効させる」にチェックをして、提出することとなります。

なお、識別符号については、当初通知を受けたものを継続して利用することとなります。

(輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書(電子証明書(クライアント証明書)の発行要否の変更))

問 31 当社は、複数の輸出物品販売場を経営しており、本店事務所に設置した送信機器から経営する全ての輸出物品販売場に係る購入記録情報の送信を行っています。今般、経営する一部の輸出物品販売場の廃止手続を行いますが、本店事務所に設置した送信機器にインストールしている電子証明書(クライアント証明書)については、廃止する輸出物品販売場について発行を受けていたものです。当社は、存続する輸出物品販売場に係る購入記録情報を引き続き本店事務所に設置した送信機器から送信したいと考えていますが、この場合の手続について教えてください。

【答】

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出した輸出物品販売場を経営する事業者は、その届出書に記載した事項に変更があった場合には、遅滞なく、変更があった旨及び次の事項を記載した「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を、その納税地を所轄する税務署長に提出することとされています(消規則6の2③)。

《輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書の記載事項》

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称(代表者の氏名を含みます。)、納税地、法人番号(法人番号を有しない者にあつては、輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称(代表者の氏名を含みます。)、納税地)
- ② 変更に係る輸出物品販売場の所在地
- ③ 変更の内容
- ④ その他参考となるべき事項

ご質問の場合、本店事務所に設置した送信機器にインストールしている電子証明書(クライアント証明書)に係る輸出物品販売場の廃止手続により、電子証明書(クライアント証明書)が失効しますので、存続する輸出物品販売場の購入記録情報の送信を引き続き行うためには、存続する輸出物品販売場について新たに電子証明書(クライアント証明書)の発行を受ける必要があります。

したがって、貴社は、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」の「変更事項」欄については、便宜上「2届出者自らが提供する方法に変更」にチェックをして、「変更後」欄に「電子証明書(クライアント証明書)の発行要否の変更」である旨記載した上で、「電子証明書の失効・発行」欄の「新たに電子証明書の発行を受ける」にチェックをして、電子メールアドレスを記載して、輸出物品販売場を経営する事業者の納税地の所轄税務署長に提出します(電子証明書(クライアント証明書)の発行手続に一定の時間を要しますので、この届出書の提出は時間的余裕を持って行ってください。)

なお、廃止する輸出物品販売場(電子証明書(クライアント証明書)の発行を受けていた輸出物品販売場)については、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」の提出を行う必要はありません(輸出物品販売場廃止届出書の提出は必要となります。)

(複数の販売場に係る届出書の提出)

問 32 当社は、衣料品店を経営しており、輸出物品販売場が5店舗あります。これらの販売場等について、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出をまとめて行うことは可能ですか。

【答】

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」は、輸出物品販売場ごとに提出することとされていますが、購入記録情報を提供する輸出物品販売場が複数ある場合で、これらの販売場に係る届出書をまとめて提出しようとするときは、適宜の様式に必要事項を記載し、届出書に添付した上で、納税地の所轄税務署長に提出していただくこともできます。

なお、電子証明書（クライアント証明書）の発行に必要ですので、それぞれの「電子証明書の発行の要否」（必要である場合は電子メールアドレスを含みます。）などの「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の記載事項を明示していただく必要があります。

V 承認送信事業者

(承認送信事業者とは)

問 33 承認送信事業者について、具体的に教えてください。

【答】

承認送信事業者とは、次の承認要件を全て満たす事業者(消費税の課税事業者に限ります。)で、契約を締結した輸出物品販売場を経営する事業者のために、その事業者が行うべき購入記録情報の提供を行うことにつき、その納税地の所轄税務署長の承認を受けた者をいいます(消令 18 の 4④)。

承認送信事業者は、次の購入記録情報を提供するための要件(提供要件)を全て満たすときは、契約を締結した輸出物品販売場を経営する事業者のために、その事業者が行うべき購入記録情報の提供を、その契約に係る輸出物品販売場ごとに行うことができます。

また、承認送信事業者は、契約を締結した輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)した場合は、その提供(送信)した購入記録情報又はその購入記録情報を出力(印刷等)する方法により作成した書面をその輸出物品販売場を経営する事業者に対して提供又は交付しなければなりません(消令 18 の 4①)。提供又は交付の方法については、詳しくは問 38 をご参照ください。

なお、承認送信事業者が、契約先の輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)する場合には、その承認送信事業者の識別符号を購入記録情報に含めて提供しなければならないとされています(消規則 10 の 5①)。

《承認送信事業者の承認要件》

- ① 現に国税の滞納(その徴収が著しく困難であるものに限ります。)がないこと
- ② 契約を締結した輸出物品販売場を経営する事業者との間で必要な情報を共有するための措置が講じられ、購入記録情報を電子情報処理組織を使用して適切に国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)できること
- ③ 輸出物品販売場の許可又は承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認の取消の日から3年を経過しない者でないことその他購入記録情報を国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)する承認送信事業者として特に不相当と認められる事情がないこと

《購入記録情報を提供するための要件(提供要件)》

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者^(注)と承認送信事業者との間において、その承認送信事業者がその輸出物品販売場に係る購入記録情報を提供することに関する契約が締結されていること
- ② 承認送信事業者が購入記録情報を提供することにつき、輸出物品販売場を経営する事業者^(注)との間において必要な情報を共有するための措置が講じられていること

(注) 手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者にあつては、手続委託型輸出物品販売場を営する事業者又は手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者

(承認送信事業者の承認申請手続)

問 34 承認送信事業者の承認申請手続について教えてください。

【答】

国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）する購入記録情報につき、輸出物品販売場を経営する事業者のために提供しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、その納税地の所轄税務署長から承認を受ける必要があります（消令 18 の 4、消規則 10 の 7 ① ②）。

具体的には、次の事項を記載した「承認送信事業者承認申請書」に次の書類を添付して申請することとなります。

なお、承認送信事業者の承認を受けた事業者に対して、納税地の所轄税務署から承認送信事業者の識別符号の通知が行われ、電子証明書（クライアント証明書）の発行手続ができるようになります。したがって、承認送信事業者は、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出は必要ありません。

この承認申請書は、令和元年 10 月 1 日から提出することができます。

《承認送信事業者承認申請書の記載事項》

- ① 申請者の氏名又は名称（代表者の氏名を含みます。）、納税地、法人番号（法人番号を有しない者にあつては、輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称（代表者の氏名を含みます。）、納税地）
- ② 申請者の電子メールアドレス
- ③ その他参考となるべき事項

《承認送信事業者承認申請書の添付書類》

- ① 購入記録情報の提供に使用する電子計算機及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいいます。）の概要（例えば以下に掲げる内容等）を記載した書類
 - イ 購入記録情報の提供に使用する送信機器の操作要領
 - ロ 購入記録情報の提供に使用するプログラムの概要
 - ハ 契約を締結した輸出物品販売場との間で必要な情報を共有するためのシステムのマニュアル
- ② 購入記録情報の提供に関する事務手続の概要（例えば以下に掲げる内容等）を明らかにした書類
 - イ 契約を締結した輸出物品販売場を経営する事業者へ交付する手続マニュアル
 - ロ 購入記録情報の提供に関するマニュアルなど
- ③ その他参考となるべき書類

イ 申請者の事業内容が確認できる資料

- ・ 会社案内やホームページ掲載情報など

ロ 輸出品販売場を営業者との間の契約の締結に関する事項

- ・ 契約書のひな型など

(注) ③の資料については、承認要件の確認のため参考として添付をお願いしています。

(購入記録情報を「適切に国税庁長官に提供できること」)

問 35 承認送信事業者の承認要件とされている「購入記録情報を適切に国税庁長官に提供できること」について教えてください。

【答】

購入記録情報を「適切に国税庁長官に提供できること」とは、承認送信事業者が、契約を締結した輸出品販売場に係る購入記録情報をその輸出品販売場を営業者のために、電子情報処理組織を使用して遅滞なく国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）できることをいいます。

(購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約)

問 36 承認送信事業者の購入記録情報の提供要件とされている「購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約」について教えてください。

【答】

「購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約」とは、承認送信事業者と輸出品販売場を営業者が、その承認送信事業者が購入記録情報を国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）することにつき、締結した契約をいいます。

(必要な情報を共有するための措置)

問 37 承認送信事業者の購入記録情報の提供要件とされている承認送信事業者と輸出品販売場を営業者との間における「必要な情報を共有するための措置」について教えてください。

【答】

「必要な情報を共有するための措置」とは、承認送信事業者が、購入記録情報を国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）することにつき、承認送信事業者と輸出品販売場を営業者との間で、購入記録情報や輸出品販売場ごとの識別符号などの必要な情報が共有できるようシステム的に対応することなどをいいます。

なお、この「共有」の時期について、承認送信事業者は、購入記録情報を遅滞なく国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）する必要があることから、輸出品販売場を営業者が免税販売を行った都度、即時に行うことができるようにしておかなければなりません。

(承認送信事業者から輸出物品販売場を経営する事業者への購入記録情報の提供等の方法)

問 38 承認送信事業者が、契約を締結した輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）した場合は、その提供（送信）した購入記録情報又はその購入記録情報を出力（印刷等）する方法により作成した書面をその輸出物品販売場を経営する事業者に対して提供又は交付しなければなりません。この提供又は交付について具体的に教えてください。

【答】

承認送信事業者が、契約を締結した輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）した場合は、その提供（送信）した購入記録情報又はその購入記録情報を出力（印刷等）する方法により作成した書面を輸出物品販売場を経営する事業者に対して提供又は交付しなければなりません（消令 18 の 4 ①、消規則 10 の 5 ②）。

このうち、国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）した購入記録情報をデータのまま提供する場合については、具体的には、例えば、次のような提供方法が該当します。

- ① 承認送信事業者のシステムと輸出物品販売場を経営する事業者のシステムをインターネット回線等で接続し、承認送信事業者のシステムから輸出物品販売場を経営する事業者のシステムに購入記録情報を送信する方法
- ② 承認送信事業者が自らのシステムに購入記録情報を記録・保存し、そのシステムをインターネット回線等を通じて輸出物品販売場を経営する事業者が自由に閲覧できるようにしておく方法
- ③ 承認送信事業者が光ディスク等の記録媒体に購入記録情報を記録し、その記録媒体を輸出物品販売場を経営する事業者に交付する方法

また、国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）した購入記録情報を出力（印刷等）する方法により作成した書面を交付する場合については、交付する書面は、整然とした形式及び明瞭な状態で出力（印刷等）したものに限られます。具体的には、例えば、購入記録情報の各記録項目と記録内容を表形式で対応関係が明らかにされた書面などが該当します。

なお、データでの提供及び書面の交付のいずれの方法であっても、月ごとに区切って定期的に行うなど、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から 2 月を経過する日まで、適宜の方法で行っていただいで差し支えありません。

(承認送信事業者が購入記録情報の提供を行った場合の輸出物品販売場を経営する事業者における購入記録情報の保存(クラウドサービス等の利用))

問 39 当社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報は、承認送信事業者が国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)しています。その購入記録情報について、承認送信事業者が所有するサーバ内に保存することを考えていますが、このような保存方法は認められますか。なお、そのサーバは、当社が経営する輸出物品販売場に設置しているパソコンから直接アクセス可能であり、そのサーバに保存している購入記録情報を必要に応じて閲覧し、書面で印刷することが可能です。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、承認送信事業者が国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)した購入記録情報又はその購入記録情報を出力(印刷等)する方法により作成した書面を承認送信事業者から提供を受け、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、その納税地又は免税販売を行った輸出物品販売場の所在地に保存しなければならないこととされています(消規則7①)。

このとき、ご質問のように承認送信事業者がサーバ内に保存する購入記録情報について、インターネット回線等を通じて、常時、直接、輸出物品販売場を経営する事業者において閲覧することができる場合については、その閲覧することができる期間に限り、輸出物品販売場を経営する事業者は、承認送信事業者から提供を受けた購入記録情報を適切に保存しているものとして取り扱うことができます。

(「承認送信事業者」と「承認免税手続事業者」の兼務)

問 40 当社は、承認免税手続事業者として特定商業施設に免税手続カウンターを設置し、手続委託型輸出物品販売場に係る免税販売手続を行っています。免税販売手続の電子化を受け、当社から国税庁長官(免税販売管理システム)に契約先の手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報を提供(送信)することを検討していますが、可能ですか。

【答】

承認送信事業者として、国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)する購入記録情報につき、輸出物品販売場を経営する事業者のために提供(送信)しようとする事業者(消費税の課税事業者に限ります。)は、その納税地の所轄税務署長から承認を受ける必要があります(消令18の4)。

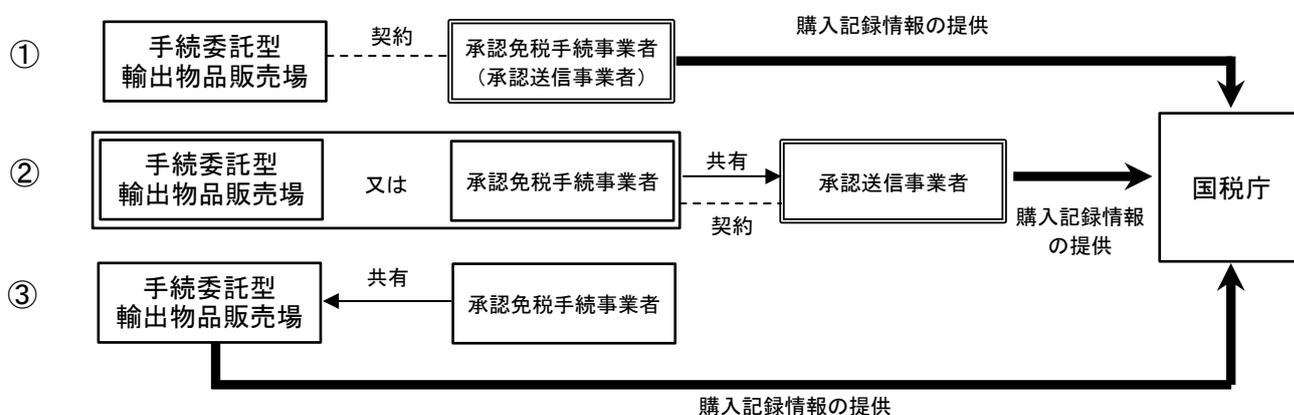
ご質問のように、既に承認免税手続事業者として、手続委託型輸出物品販売場に係る免税販売手続を行う事業者が、その手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)する場合であっても、あらかじめ「承認送信事業者承認申請書」をその納税地の所轄税務署長に提出して承認を受ける必要があります。

また、手続委託型輸出物品販売場の購入記録情報の提供（送信）に関する対応については、

- ① ご質問のように、承認免税手続事業者が、承認送信事業者の承認を受けて手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報を提供（送信）する方法
- ② 手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者又は承認免税手続事業者が他の承認送信事業者との間で購入記録情報を国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）することに関する契約を締結し、その承認送信事業者が購入記録情報を提供（送信）する方法
- ③ 手続委託型輸出物品販売場が自ら国税庁長官に購入記録情報を提供（免税販売管理システムに送信）する方法

がありますが、これら①から③のいずれの方法によったとしても、承認免税手続事業者が行う免税販売手続の際、遅滞なく購入記録情報の提供（送信）を行うことが必要となります。

○ 購入記録情報の提供の流れ（上記①から③のイメージ）



(注) 1 ①又は②のケースにおいて、承認送信事業者は、国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）した購入記録情報又はその購入記録情報を出力（印刷等）する方法により作成した書面を手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者に提供又は交付する必要があります（消令18の4①）。

2 購入記録情報は、輸出物品販売場を経営する事業者及び承認送信事業者において保存する必要がありますが、承認送信事業者が、購入記録情報を電磁的記録として保存する場合であって、輸出物品販売場を経営する事業者がその購入記録情報を閲覧可能である場合は、閲覧可能である期間については、輸出物品販売場を経営する事業者においても購入記録情報を保存しているものとして取り扱われます。

(参考) 手続委託型輸出物品販売場制度とは、商店街、ショッピングセンター及びテナントビルなどの特定商業施設内において、免税手続カウンター（他の事業者が経営する販売場における免税販売手続の代理をしようとする事業者が、その代理を行うための施設設備をいいます。）を設置する事業者に免税販売手続を代理させることができる制度です（消令18の2②二、④～⑥）。

特定商業施設内に免税手続カウンターを設置して他の事業者が経営する販売場の免税販売手続の代理をしようとする事業者は、「承認免税手続事業者」として納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります（消令18の2⑦⑧）。

(フランチャイズ店舗の対応)

問 41 当社は、自社ブランドの商品の販売についてフランチャイズ展開をしており、フランチャイズ本部として、加盟店との間において、独自のシステムで連携することにより、各加盟店の売上などをリアルタイムに集約しています。免税販売手続の電子化に当たり、現行の独自のシステムを改修し、当社から各加盟店の購入記録情報を提供（送信）することを検討していますが、それは可能ですか。また、当社が他の承認送信事業者と契約し、その承認送信事業者から各加盟店に係る購入記録情報を提供（送信）することは可能ですか。なお、当社は自社ブランドの商品について直営店を有しておらず、輸出物品販売場の許可を受けていません。

【答】

承認送信事業者として、国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）する購入記録情報につき、輸出物品販売場を経営する事業者のために提供（送信）しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、その納税地の所轄税務署長から承認を受ける必要があります（消令18の4）。

ご質問のような場合は、フランチャイズ本部である貴社が、承認送信事業者として納税地の所轄税務署長から承認を受け、各加盟店と「購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約」を締結するなどの購入記録情報を提供（送信）するための要件を満たすことで、各加盟店に係る購入記録情報を国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）することができます。

また、他の承認送信事業者が、各加盟店に係る購入記録情報を提供（送信）することもできますが、その場合には、その承認送信事業者が購入記録情報を提供（送信）するための要件である「購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約」を各加盟店との間で締結する必要があります。

なお、例えば、フランチャイズ本部が、各加盟店から、他の承認送信事業者と「購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約」を締結することについて委任を受けてその契約を締結し、購入記録情報を提供（送信）するための要件を満たす事情があれば、各加盟店が他の承認送信事業者と直接契約せずとも、その承認送信事業者が各加盟店に係る購入記録情報を国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）することができます。この場合においては、フランチャイズ本部が承認送信事業者として承認を受ける必要はありません。

(自社とグループ会社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報を送信する場合)

問 42 当社は、自ら輸出物品販売場を経営しており、保有するシステムで自ら購入記録情報を送信します。当社には輸出物品販売場を経営する別のグループ会社があり、このグループ会社が経営する輸出物品販売場の購入記録情報についても当社が保有するシステムから送信したいと考えています。この場合はどのように購入記録情報を送信すればよいですか。

【答】

ご質問の場合、まず、貴社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報については、貴社自ら送信することとなりますが、貴社とは別法人であるグループ会社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報については、貴社が承認送信事業者の承認を受け、承認送信事業者として購入記録情報を送信する必要があります。

また、貴社が、自ら経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報とグループ会社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報とを同一のシステムを使用して提供することは差し支えありませんが、自ら経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報とグループ会社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報をそれぞれ適切に送信する必要があります(例えば、購入記録情報の記録項目である輸出物品販売場の識別符号や事業者名等を切り替えて設定ができるなどのシステム機能が必要となります)。

なお、貴社のシステムにインストールする電子証明書(クライアント証明書)は、自ら経営する輸出物品販売場について発行を受けたものと承認送信事業者として発行を受けたもののいずれを使用しても差し支えありません。

(承認送信事業者の購入記録情報の保存)

問 43 承認送信事業者が国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)した購入記録情報の保存について教えてください。

【答】

承認送信事業者は、契約を締結した輸出物品販売場ごとに、国税庁長官に提供(免税販売管理システムに送信)した購入記録情報を整理し、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第8条第1項各号に掲げるいずれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件にしたがって、その提供を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地等に保存しなければならないこととされています(消令18の4②、消規則10の6)。

なお、この保存は、その購入記録情報を出力(印刷等)することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力(印刷等)したものに限り)によることもできます。

保存方法について、詳しくは問22をご参照ください。

VI 臨時販売場

(臨時販売場を設置する事業者の届出書の提出)

問 44 当社は、臨時販売場を設置する事業者として所轄税務署長の承認を受けていますが、設置する臨時販売場について「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出はどのように行えばよいですか。

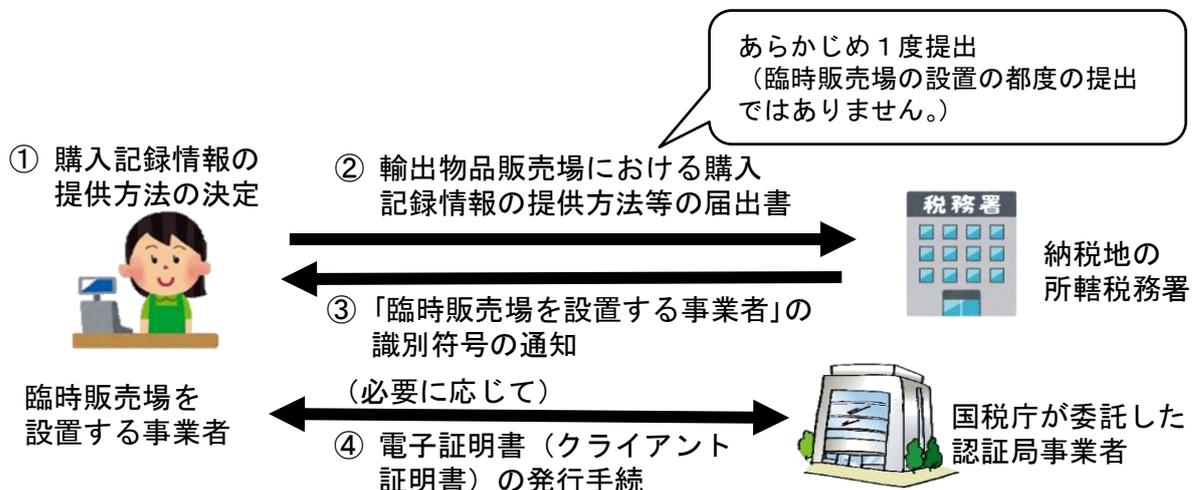
【答】

臨時販売場制度とは、臨時販売場（7月以内の期間を定めて設置する販売場をいいます。）を設置する事業者としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者が、その臨時販売場を設置する日の前日までに納税地の所轄税務署長に臨時販売場設置届出書を提出することにより、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなして免税販売を行うことができる制度です（消法8⑧⑨）。

臨時販売場においては、輸出物品販売場ごとの識別符号とは別に、あらかじめ「臨時販売場を設置する事業者」の識別符号の通知を受け、設置するいずれの臨時販売場の購入記録情報についても同じ識別符号を使用することとなります。

また、臨時販売場に係る購入記録情報の送信用の電子証明書（クライアント証明書）についても、あらかじめ発行を受けた電子証明書（クライアント証明書）を設置するいずれの臨時販売場の送信機器にもインストールすることとなります。

したがって、ご質問のように臨時販売場を設置する事業者として承認を受けた事業者は、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」をあらかじめ納税地の所轄税務署長に提出することとなります（臨時販売場の設置の都度、届出を行うこととはなりません。）。この場合、購入記録情報の提供（送信）方法について設置する臨時販売場ごとに異なる方法を採用する可能性があるときは、臨時販売場に係る免税販売について自ら購入記録情報を提供し、かつ、電子証明書（クライアント証明書）が必要であるものとして、届出書の提出を行って差し支えありません。



(臨時販売場における購入記録情報の提供 (送信))

問 45 当社は、臨時販売場を設置する事業者として所轄税務署長の承認を受けていますが、臨時販売場における購入記録情報の提供 (送信) について教えてください。

【答】

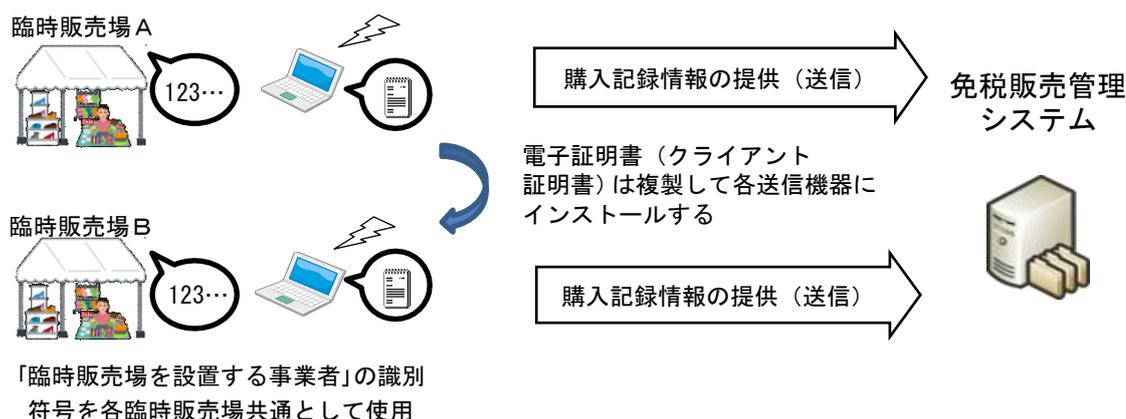
臨時販売場制度とは、臨時販売場 (7月以内の期間を定めて設置する販売場をいいます。) を設置する事業者としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者が、その臨時販売場を設置する日の前日までに納税地の所轄税務署長に臨時販売場設置届出書を提出することにより、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなして免税販売を行うことができる制度です (消法8⑧⑨)。

したがって、臨時販売場で免税販売を行う場合においても、輸出物品販売場における免税販売の場合と同様に、購入記録情報を免税販売手続の際に遅滞なく国税庁長官に提供 (免税販売管理システムに送信) することとされています (消法8⑧、消令18⑥)。

なお、臨時販売場については、輸出物品販売場ごとの識別符号とは別に、あらかじめ「臨時販売場を設置する事業者」の識別符号として通知を受け、設置するいずれの臨時販売場の購入記録情報についても同じ識別符号を使用することとなります。

また、臨時販売場に係る購入記録情報の送信用の電子証明書 (クライアント証明書) についても、あらかじめ発行を受けた電子証明書 (クライアント証明書) を設置するいずれの臨時販売場の送信機器にもインストールすることとなります。

(各臨時販売場の送信機器から直接送信する場合)



(臨時販売場に係る購入記録情報の保存)

問 46 当社は、臨時販売場を設置する事業者として所轄税務署長の承認を受けていますが、臨時販売場に係る購入記録情報の保存について教えてください。

【答】

臨時販売場制度とは、臨時販売場（7月以内の期間を定めて設置する販売場をいいます。）を設置する事業者としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者が、その臨時販売場を設置する日の前日までに納税地の所轄税務署長に臨時販売場設置届出書を提出することにより、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなして免税販売を行うことができる制度です（消法8⑧⑨）。

したがって、臨時販売場に係る購入記録情報についても、国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）した購入記録情報を整理して、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、その納税地又は免税販売を行った臨時販売場の所在地（臨時販売場の閉鎖後にあつては、納税地）に保存しなければならないこととされています（消法8⑧、消規則7①）。

具体的な保存方法等は、通常の輸出物品販売場の場合と同様ですが、加えて、臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制を整備し、その体制に従って適切に保存する必要があります。

輸出物品販売場における購入記録情報の保存については、詳しくは問22をご参照ください。

VII 輸出物品販売場の開設に関する申請

(輸出物品販売場を開設する場合の手続)

問 47 「免税販売手続の電子化」に伴い、新規に輸出物品販売場を開設する場合の手続について、変更はありますか。

【答】

令和2年4月1日以後においても、輸出物品販売場を開設しようとする事業者は、その事業者の納税地の所轄税務署長に対して、「輸出物品販売場許可申請書」を提出していただく必要があることに変更はありませんが、電子情報処理組織により購入記録情報を提供する場合は、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」をあらかじめ所轄税務署長に提出していただく必要があります。

なお、令和2年4月1日から令和3年9月30日までの間は、経過措置として従前の書面による免税販売手続ができることとされていますので、令和2年4月1日以後、輸出物品販売場の許可を受けた事業者においても、令和3年9月30日までの間は、従前の書面による免税販売手続ができます。

「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」について、詳しくは問23をご参照ください。

(輸出物品販売場の許可要件)

問 48 「免税販売手続の電子化」に伴い、輸出物品販売場を開設する際の許可要件について、変更はありますか。

【答】

令和2年4月1日から免税販売手続が電子化されますが、令和3年9月30日までの間は、経過措置として従前の書面による免税販売手続ができることとされていますので、許可要件に変更はありません。

令和3年10月1日以後については、電子情報処理組織による購入記録情報の提供(送信)が免税販売の要件となることから、輸出物品販売場の許可を受けようとする事業者がその販売場において適切に国税庁長官(免税販売管理システム)に購入記録情報を提供(送信)できる設備等を有していない場合は、許可を受けることができなくなります。

なお、令和3年9月30日までに許可を受けていた輸出物品販売場についても、同日までに免税販売手続の電子化に対応できなかった(しなかった)場合には、令和3年10月1日以後は免税販売を行うことはできなくなります。

(参考)

《一般型輸出物品販売場の許可要件》

① 次のイ及びロの要件を満たす事業者(消費税の課税事業者に限ります。)が経営する販売場であること。

イ 現に国税の滞納(その徴収が著しく困難であるものに限ります。)がないこと。

ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

② 現に非居住者が利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。

③ 免税販売手続に必要な人員を配置し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する販売場であること。

(注) 1 「免税販売手続に必要な人員の配置」とは、免税販売の際に必要な手続を非居住者に対して説明できる人員の配置を求めているものです。なお、外国語については、母国語のように流ちょうに話せることまでを必要としているものではなく、パンフレット等の補助材料を活用して、非居住者に手続を説明できる程度で差し支えありません。

2 「免税販売手続を行うための設備を有する」とは、非居住者であることの確認や購入記録票の作成など免税販売の際に必要な手続を行うためのカウンター等の設備があることを求めているものであり、免税販売のための特別なカウンターを設けることまでを求めているものではありません。

VIII 経過措置

(免税販売手続の電子化に関する経過措置)

問 49 免税販売手続の電子化に関する経過措置について教えてください。

【答】

令和2年4月1日から輸出物品販売場における免税販売手続が電子化されますが、令和3年9月30日までは、従前の書面による免税販売手続（購入記録票の作成、旅券等への購入記録票の貼付・割印、購入者誓約書の提出及び旅券等の写しの提出）をすることができる経過措置が設けられています（改正令附則1三、4③④）。

この間については、電子化後の手続と従前の書面による手続のいずれの方法でも、免税販売を行うことができます。

(輸出物品販売場ごとの経過措置の適用)

問 50 当社は、輸出物品販売場を複数経営していますが、一部の店舗は、令和2年4月1日から免税販売手続の電子化に対応予定であり、残りの店舗は、経過措置期間中に対応する予定です。このように、店舗ごとに異なる対応をすることは可能ですか。

【答】

令和2年4月1日から輸出物品販売場における免税販売手続が電子化されますが、令和3年9月30日までは、従前の書面による免税販売手続をすることができる経過措置が設けられています（改正令附則1三、4③④）。

輸出物品販売場を複数経営する事業者において、令和2年4月1日から令和3年9月30日までは、ご質問のように、経過措置の適用につき、店舗ごとに異なる対応を行うことも可能です。

(「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」提出後の経過措置の適用)

問 51 当社は、令和2年4月1日から電子情報処理組織を使用して購入記録情報を提供するとして「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出しましたが、免税システムの対応が間に合わず、令和2年5月1日から対応することを予定しています。令和2年4月1日から4月30日までの間、従前の書面による免税販売手続を行うことは可能ですか。

【答】

令和2年4月1日から輸出物品販売場における免税販売手続が電子化されますが、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出した事業者においても、令和3年9月30日までは、従前の書面による免税販売手続をすることができます(改正令附則1三、4③)。

また、国税庁長官(免税販売管理システム)に購入記録情報の提供(送信)を開始した後においても、令和3年9月30日までは、従前の書面による免税販売手続ができることとされていますので、例えば、貴社のシステムに不具合が発生したような場合に、購入記録情報の提供(送信)を一旦止め、従前の書面による免税販売手続によることもできます。

なお、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出後に、従前の書面による免税販売手続を行う場合について必要となる届出手続等はありません。

Ⅹ 免税販売管理システム

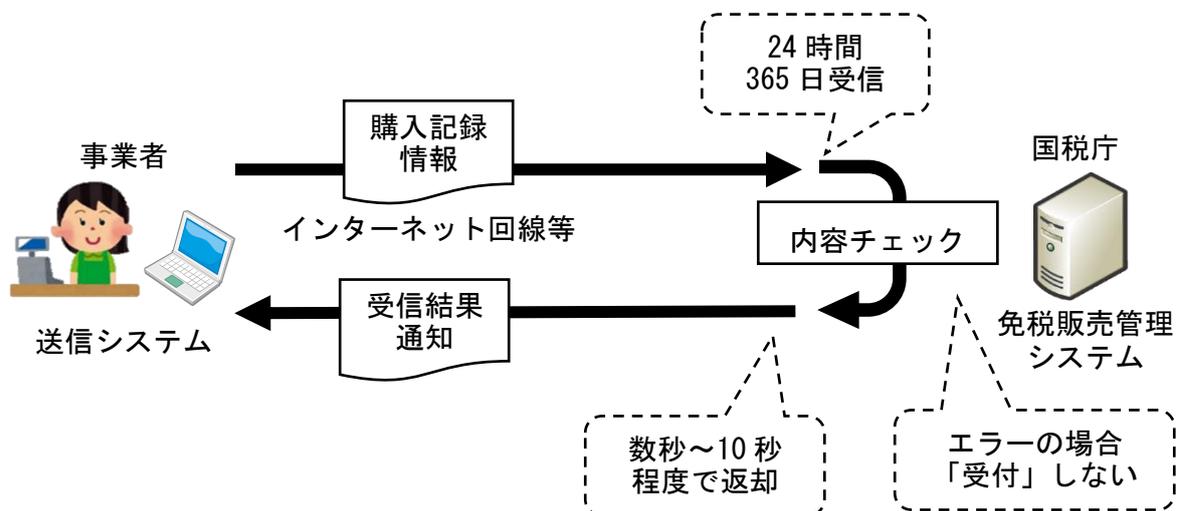
(免税販売管理システムの概要)

問 52 新たに運用を開始する免税販売管理システムの概要について教えてください。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報を、免税販売の際、電子情報処理組織を用いて遅滞なく国税庁長官に提供することとされました（消令 18⑥）。免税販売管理システムは、輸出物品販売場を経営する事業者から提供（送信）される購入記録情報を電子情報処理組織を用いて受け付けるために国税庁が新たに運用を開始するシステムです。免税販売管理システムでは、24 時間 365 日購入記録情報を受信し、所定の内容チェック等を行い、受信結果通知を送信機器に返却します。

具体的には、「免税販売管理システムAPI仕様書」（国税庁ホームページで公開しています。）をご確認ください。



【免税販売管理システムAPI仕様書の国税庁ホームページでの掲載場所】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>(消費税関係)>輸出物品販売場の免税販売手続電子化について>購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について

(購入記録情報の提供に係る送信ソフトウェア①)

問 53 国税庁が運用する免税販売管理システムや e-Tax において、購入記録情報を作成し、送信する機能はありますか。

【答】

免税販売管理システムでは、購入記録情報を受信し、所定の内容チェックを行った後、受信結果通知を返却する機能を有しているのみであり、購入記録情報を作成して送信する機能はありません。また、e-Tax 等の国税庁が運用するその他のシステムにおいても購入記録情報を作成し、免税販売管理システムに送信する機能はありません。

(購入記録情報の提供に係る送信ソフトウェア②)

問 54 購入記録情報を作成して免税販売管理システムに送信するシステムの準備について教えてください。

【答】

購入記録情報を作成して免税販売管理システムに送信するためのシステムについては、輸出物品販売場を営業者において準備していただくこととなりますが、営業者における対応としては、例えば次のような方法が考えられます。

- ① 「免税販売管理システム API 仕様書」(国税庁ホームページで公開しています。)に基づき、自ら送信システムを開発する。
- ② 他の営業者が販売・提供する、購入記録情報の作成・送信機能を備えたソフトウェア・アプリケーション等を利用する。
- ③ 輸出物品販売場を営業者のために提供(送信)することができる者として税務署長の承認を受けた送信事業者(承認送信事業者)に委託する。

なお、②の方法を利用するかどうかは、他の営業者が販売・提供するソフトウェア・アプリケーション等について、前提となる利用環境、システム機能、運用・保守対応、価格・利用料金等が製品・サービスによって異なることが想定されますので、例えば、商品管理システム等の既存のシステムとの連携の可否、想定している利用機器との適合性、運用・保守等に係る対応能力、利用頻度等などの観点から輸出物品販売場を営業者各営業者において判断していただくこととなります。

また、③の場合は、承認送信事業者が提供するシステムを利用することになりますが、②の場合と同様に各観点から判断していただくこととなります。

【免税販売管理システム API 仕様書の国税庁ホームページでの掲載場所】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>(消費税関係)>輸出物品販売場の免税販売手続電子化について>購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について

(購入記録情報のデータ仕様)

問 55 免税販売管理システムに送信する購入記録情報の具体的なデータ仕様（データ型、桁数等）について公開していますか。

【答】

免税販売管理システムに送信する購入記録情報のデータ仕様等については、「免税販売管理システムAPI仕様書」（国税庁ホームページで公開しています。）の別紙1「購入記録情報インターフェース」において具体的に明らかにしています。

【免税販売管理システムAPI仕様書の国税庁ホームページでの掲載場所】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>（消費税関係）>輸出物品販売場の免税販売手続電子化について>購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について

(購入記録情報のテスト送信)

問 56 開発した送信システムの設計や送信機器のセットアップが正常かどうか事前に確認することはできますか。

【答】

免税販売管理システムでは、実際に購入記録情報を受け付ける「本番環境」とは別に、送信システムの構築や送信機器のセットアップの検証のために「テスト環境」を用意しています。この「テスト環境」の詳細や利用方法については、決まり次第公表します。

(購入記録情報受信時の内容チェック)

問 57 免税販売管理システムで受信した購入記録情報の内容チェックについて教えてください。

【答】

免税販売管理システムに送信する購入記録情報のデータ仕様等については、「免税販売管理システムAPI仕様書」(国税庁ホームページで公開しています。)の別紙1「購入記録情報インターフェース」において具体的に明らかにしています。免税販売管理システムでは、受信した購入記録情報がこの内容に沿ったものとなっているかを確認します。主な内容チェックの項目は次のとおりです。

- ・ 必須項目(一定の条件下で必須項目となる記録項目を含みます。)の入力漏れがないか。
- ・ 使用可能な文字等以外の文字等が含まれていないか(大文字と小文字の区別も含みます。)
- ・ 日付などの入力形式があっているか。
- ・ 桁数オーバーになっていないか。
- ・ 所定のコード値の範囲内で設定されているか。
- ・ 項目間で矛盾のある設定になっていないか。

【免税販売管理システムAPI仕様書の国税庁ホームページでの掲載場所】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>(消費税関係)>輸出物品販売場の免税販売手続電子化について>購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について

(購入記録情報の送信結果)

問 58 免税販売管理システムで購入記録情報が正常に受け付けられたかどうかを確認できますか。

【答】

免税販売管理システムで購入記録情報を受信した際には、法令に定められている記録項目が含まれているかどうか、データフォーマットが仕様に沿ったものかどうか等を確認し、受信結果通知を返却します。この受信結果通知により、免税販売管理システムで購入記録情報が正常に受け付けられたかどうかを確認することができます。購入記録情報が受け付けられていない場合は、速やかにデータをご確認いただき、データの不備を修正した上で送信する必要があります。

なお、購入記録情報を受け付けた場合であっても、免税販売の要件を満たしていない可能性がある一定の場合については、ワーニングコードを受信結果通知に設定して返却します。したがって、この場合も、データをご確認いただき、必要がある場合には、所要の補正等の対応を行っていただく必要があります（詳しくは問 71 をご参照ください。）。

受信結果通知の仕様、エラーコード等は「免税販売管理システムAPI仕様書」（国税庁ホームページで公開しています。）の「4. 2 HTTP レスポンス」並びに別紙2「受信結果通知インターフェース」、別紙3「単項目チェックエラーコード」、別紙4「関連項目チェックエラーコード」、別紙5「ワーニングコード」及び別紙6「HTTP ステータスコード」をご確認ください。

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合の返却された受信結果通知の内容の確認方法は、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

【免税販売管理システムAPI仕様書の国税庁ホームページでの掲載場所】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>(消費税関係)>輸出物品販売場の免税販売手続電子化について>購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について

(本番環境とテスト環境のいずれに送信したかの判別方法)

問 59 当社が購入記録情報を免税販売管理システムの本番環境とテスト環境のどちらに送信したか受信結果通知で判別することはできますか。

【答】

免税販売管理システムで購入記録情報を正常に受け付けた場合は、返却される受信結果通知に「受付番号」が設定されます。

購入記録情報を免税販売管理システムの本番環境で正常に受け付けた場合には、この「受付番号」の先頭が0～8のいずれかで設定されます。

一方、免税販売管理システムのテスト環境で正常に受け付けた場合には、「受付番号」の先頭に9が設定されます。

免税販売管理システムのテスト環境は、あくまで、実際に購入記録情報を送信する前に送信システムの構築や送信機器のセットアップが正常になされているか確認するためのものであり、現に行われた免税販売について免税の適用を受けるためには、購入記録情報を免税販売管理システムの本番環境に送信する必要があります。

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合の返却された受信結果通知の内容の確認方法は、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

(購入記録情報の受信結果通知が返却されない場合)

問 60 免税販売管理システムに購入記録情報の送信を行いました。受信結果通知が返却されませんでした。この場合はどのように対応すればよいですか。

【答】

免税販売管理システムでは、購入記録情報を受信してから受信結果通知を返却するまでの所要時間は、おおむね数秒から十秒程度を想定しています。通信環境やご用意いただく送信システムの処理時間によっても変わりますが、受信結果通知が返却されると見込まれる所要時間が経過しても購入記録情報の受信結果通知が返却されない場合は、通信等で何らかの障害が発生した可能性が考えられます。

したがって、そのままでは、購入記録情報が正常に受け付けられていることの確認ができないことから、購入記録情報を再度送信して、返却された受信結果通知を確認し、購入記録情報が正常に受け付けられていることを確認していただく必要があります。

この場合の再送信については、「免税販売管理システムAPI仕様書」(国税庁ホームページで公開しています。)の別紙1「購入記録情報インターフェース」の「送信者識別符号」及び「送信番号」欄に再送信前の「送信者識別符号」及び「送信番号」を設定し(設定内容を変更しないで)、「備考」欄に再送信であることが分かるような適宜の設定を行います。

ただし、制限なく再送信を繰り返した場合、双方のシステムに負荷がかかる可能性がありますので、例えば数度再送信しても受信結果通知の返却を確認できない場合は、しばらく経ってから再送信するなどの対応が必要です。

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合の返却された受信結果通知の内容の確認方法及び受信結果通知の返却が確認できない場合の対応は、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

【送信イメージ】

	送信番号	備考	その他の記録項目	
1回目	…001		正しい情報を入力	⇒受信結果通知返却されず
2回目	…001 (同じ)	「再送信」	正しい情報を入力	⇒正常受付

(購入記録情報の送信結果の照会)

問 61 これまでに行った購入記録情報の提供の受付状況について後日免税販売管理システムで照会する機能はありますか。

【答】

免税販売管理システムでは、受信結果通知を除き、送信者が事後に送信した購入記録情報の内容等を照会・検証する機能はありません。提供(送信)した購入記録情報を送信者において適切に保存することとされていますが、その際、免税販売管理システムから返却された受信結果通知も併せて保存する必要があります。

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合の購入記録情報の送信結果の照会・検証方法は、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

(エラーコードを含む受信結果通知への対応ができない場合)

問 62 購入記録情報の送信後、免税販売管理システムから購入記録情報を受け付けていない旨の受信結果通知の返却があり、エラーコードが設定されていた場合において、既に購入者がその場を離れ、必要な情報の補正ができませんでした。この場合どうなりますか。

【答】

購入記録情報が免税販売管理システムにおいて正常に受信できなかった場合は、そのままでは、免税販売要件を満たさず、その商品販売について免税の適用はありませんので、原因を特定し、修正したデータを送信するなど、免税販売管理システムで正常に受信するまで、購入記録情報の送信を行う必要があります。

例えば、返却された受信結果通知でエラーコードの内容を確認した結果、法令で定められた購入者の旅券等の情報に関する記録項目に入力漏れがあることが判明し、購入者の旅券等の情報を再度確認する必要があるものの、既に購入者がその場を離れ、旅券等の情報を確認できない場合には、法令に定められた事項について情報の提供(送信)ができないこととなるため、その商品販売について免税の適用ができないこととなります。

したがって、例えば、システム障害等の影響により免税販売手続の際、遅滞なく購入記録情報を提供(送信)できない状況において、免税販売管理システムからの受信結果通知を受ける前に販売手続を終了し、購入者がその場を離れる場合は、こうした事態に備えて、旅券等の写しを保存するなど、必要な情報を事後に補完できるようにしておく必要があります。

(必須項目となっていない記録項目)

問 63 必須項目となっていない記録項目（出国予定日、JANコードなど）について、空白として送信した場合、免税の適用はありますか。

【答】

購入記録情報の必須項目となっていない記録項目（「免税販売管理システムAPI仕様書」（国税庁ホームページで公開しています。）の別紙1「購入記録情報インターフェース」の「必須区分」欄に「○」又は「△」が付されていない項目）については、空白の状態であったとしても免税販売管理システムで購入記録情報を受け付けます。このとき、免税販売管理システムから正常に購入記録情報を受信した旨の受信結果通知が返却された場合は、原則として、免税の適用があります。

一方、必須項目となっていない記録項目を送信する際に、仮に桁数オーバーやデータ型誤りなどがあった場合、免税販売管理システムで購入記録情報を受け付けることができません。したがって、そのままでは免税の適用を受けることができませんので、返却された受信結果通知の内容を確認して所要の修正を行った上で正しい購入記録情報を送信する必要があります。

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合の受信結果通知の確認方法については、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

【免税販売管理システムAPI仕様書の国税庁ホームページでの掲載場所】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>（消費税関係）>輸出物品販売場の免税販売手続電子化について>購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について

(必須項目の誤送信)

問 64 旅券番号や輸出物品販売場の識別符号を間違えて入力して購入記録情報を作成し、免税販売管理システムに送信したところ、免税販売管理システムから正常に受信した旨の受信結果通知が返却されました。この場合、どうすればよいですか。

【答】

ご質問の場合については、消費税法令上必要となる購入記録情報の記録項目が正しく提供(送信)されていないこととなりますので、仮に免税販売管理システムから正常に受信した旨の受信結果通知が返却された場合であっても、免税の適用は受けられないこととなります。したがって、誤って送信した購入記録情報を取り消すためのデータを送信した上で、正しい購入記録情報を送信していただく必要があります。詳しくは問 71 をご参照ください。

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合については、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

(購入記録情報の重複送信)

問 65 電子計算機の操作を誤って、一回の免税販売について、二度購入記録情報を送信し、それぞれ正常に受信した旨の受信結果通知を受けました。この場合、どうすればよいですか。

【答】

免税販売管理システムでは、内容が全く同じ購入記録情報を二度受信した場合であっても、それぞれ別個の取引があったものとして購入記録情報を受け付けます。

したがって、ご質問のような場合は、データ重複を解消するため、いずれか一方の購入記録情報を取り消すためのデータを送信することになります。詳しくは問 71 をご参照ください。

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合については、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

資格については、「免税販売管理システムコード表」をご確認ください。

⑦ 上陸年月日 年（西暦4桁）+月（2桁）+日（2桁）の順

なお、必要な情報が確認できない場合、購入記録情報を提供（送信）できないこととなりますので、原則として免税の適用はありません。

【免税販売管理システムAPI仕様書の国税庁ホームページでの掲載場所】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>（消費税関係）>輸出物品販売場の免税販売手続電子化について>購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について

（乗員上陸許可書の情報の具体的な設定）

問 67 購入者から提示された乗員上陸許可書の情報が次のとおりであるとき、乗員上陸許可書の情報をどのように購入記録情報に設定すればよいですか。

氏名： KOKUZEI TAX TARO

国籍： A a a i a n

旅券の番号： A 1 2 3 4 5 6 7 8

生年月日： 記載なし。パスポートで1980年4月9日と確認。

番号： 福 2 0 - A b c 1 2 3 4 5

許可年月日： 2 0 2 0 年 5 月 1 日

上陸期間： 自 2 0 2 0 年 5 月 2 日 至 2 0 2 0 年 5 月 3 日

【答】

次のとおりとなります。

- ① 氏名 SURNAME+半角スペース+GIVEN NAMES の順 **KOKUZEI TAX TARO**
- ② 国籍 乗員上陸許可書の国籍表示に対応する国の ISO3166-1alpha-3 の国コード **AAA**
- ③ 生年月日 乗員上陸許可書に記載がないため、他の書類等で確認して設定。年（西暦4桁）+月（2桁）+日（2桁）の順 **19800409**
- ④ 許可書番号 乗員上陸許可書の番号から、英数字以外を取り除いて（全角は半角に修正して）設定 **20Abc12345**
- ⑤ 旅券等の種類 乗員上陸許可書については **「4」**
- ⑥ 在留資格 乗員上陸許可書の場合は **「91」**
- ⑦ 上陸年月日 上陸期間の初日を設定。年（西暦4桁）+月（2桁）+日（2桁）の順 **20200502**

※ 上陸許可書に表示のある「旅券の番号」については、この場合は購入記録情報の「旅券番号」は必須項目とはなりませんが、任意項目として設定することは可能です。

(品名の設定内容)

問 68 当社の商品管理システムでは、具体的な商品名のほか、JANコード、当社独自の商品分類コード、型番、メーカー名などの詳細な情報を有していますが、購入記録情報の品名として何を設定するのですか。

【答】

品名については、商品の名称、型番、仕様、バージョン等を踏まえ、一般に免税対象物品を特定できる程度に具体的な情報を設定していただくことになります。

その際、貴社の商品管理システムとの関係で、便宜上、事業者独自の商品分類コード、メーカー名といった情報を付加することは差し支えありません。

なお、JANコードについては、「免税販売管理システムAPI仕様書」(国税庁ホームページで公開しています。)の別紙1「購入記録情報インターフェース」において「JANコード」として「品名」とは別に任意項目として記録項目を設けています。

【免税販売管理システムAPI仕様書の国税庁ホームページでの掲載場所】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>(消費税関係)>輸出物品販売場の免税販売手続電子化について>購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について

(1回に提供できる物品の数)

問 69 1回に提供できる物品の数に上限はありますか。また、上限を超える場合どのように購入記録情報を送信すればよいですか。

【答】

購入記録情報として1回で送信できる品目の数は50件が上限です。上限の50件を超える場合は、1回の免税販売手続であっても分割して購入記録情報を送信する必要があります。

なお、返品や値引等に係る情報を－(マイナス)として購入記録情報を送信する場合、2件としてカウントすることになります(詳しくは問71をご参照ください)。

詳細は「免税販売管理システムAPI仕様書」(国税庁ホームページで公開しています。)の「4. 1. 3 留意事項(2)及び(3)」をご確認ください。

【免税販売管理システムAPI仕様書の国税庁ホームページでの掲載場所】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>(消費税関係)>輸出物品販売場の免税販売手続電子化について>購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について

(免税対象物品の一部をその場で運送業者に引き渡す場合)

問 70 免税対象物品の一部をその場で運送業者に引き渡す方法により海外へ直送する場合、どのように購入記録情報を送信すればよいですか。

【答】

一部の免税対象物品のみ免税販売の際に運送業者に引き渡す方法による場合には、購入者が携行して輸出する物品に係る購入記録情報とその場で運送業者に引き渡す物品に係る購入記録情報とを区別して作成し、それぞれ免税販売管理システムに送信する必要があります。

(返品・取消)

問 71 非居住者に免税販売を行い、購入記録情報の送信後、その者から商品の返品を受け、販売額を返金しました。この場合の対応について教えてください。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者が、非居住者に対して免税販売を行い、購入記録情報を免税販売管理システムに送信した後、その者から免税販売をした免税対象物品の返品を受けた場合、当初提供した購入記録情報の内容を修正する情報を遅滞なく免税販売管理システムに送信する必要があります。

具体的には、①当初の購入記録情報を取り消すためのデータを送信した上で、訂正後の購入記録情報を送信する方法(洗替処理)、②当初の購入記録情報と訂正後の購入記録情報の差分データを送信する方法(差分処理)、のいずれかが必要となります。

購入記録情報の内容を修正する情報の提供については、この購入記録情報のうち免税対象物品の「数量」及び「販売価額」を－(マイナス)として設定し、その他の訂正がない記録項目については、「送信番号」欄を除き、当初データと同一の内容を設定します(「単価」は－(マイナス)とはなりません)。

この点については、返品の場合のみならず、購入記録情報の誤送信等の場合の取消等も同様の処理となります。

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合は、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

(注) 輸出酒類製造場における酒税の免税の適用がある場合については、「数量」及び「販売価額」に加えて、さらに「(酒税)本数」が－(マイナス)となります。

【送信イメージ】(商品Aを5個販売後2個返品を受けて、結果3個販売している場合)

① 洗替処理

	送信番号	品名	数量	単価	販売価額	その他の記録項目
当初	…001	A	5個	10,000円	50,000円	
取消	…002(変更)	A	▲5個	10,000円	▲50,000円	原則変更なし
訂正後	…003(変更)	A	3個	10,000円	30,000円	正しい情報で登録

② 差分処理

	送信番号	品名	数量	単価	販売価額	その他の記録項目
当初	…001	A	5個	10,000円	50,000円	
差分	…002(変更)	A	▲2個	10,000円	▲20,000円	原則変更なし

(購入記録情報のデータ追越し)

問 72 返品や取消しに伴う購入記録情報の修正データは、当初の購入記録情報より後に免税販売管理システムで受け付けられる必要がありますか。

【答】

通信回線等の影響により免税販売管理システムで返品や取消しに伴う購入記録情報の修正データが当初の購入記録情報より先に受け付けられたとしても、双方について正常に受信した旨の受信結果通知の返却があれば、問題ありません。

(セット販売)

問 73 複数の商品を組み合わせで価格設定を行っているものを免税販売した場合に、個々の商品ごとに購入記録情報の物品情報として記録するとき、販売価額をどのように入力すればよいですか。

【答】

複数の商品を組み合わせで価格設定を行っているものを免税販売した場合に、個々の商品ごとに購入記録情報の物品情報として記録するときは、設定されている価格を合理的にあん分する等の方法により、個々の商品ごとの販売価額を設定する必要があります。

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合は、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

(値引き)

問 74 非居住者へ免税販売を行う際、商品の値引きを行いました。この場合の購入記録情報の記録項目である単価や販売価額について教えてください。

【答】

免税販売の際に商品の値引き（ポイントの利用による値引きを含みます。）を行った場合については、購入記録情報として提供する物品の「単価」や「販売価額」に関する情報は、値引後の免税価額となります。

したがって、値引きの価額が個々の物品と対応していない場合には、値引価額を合理的にあん分する等の適宜の方法により、個々の物品の値引後の免税価額を送信していただくこととなります。

なお、個々の物品の値引後の免税価額が計算できることを前提に、値引き前の単価・販売価額と値引きの単価・値引価額（－（マイナス）情報）を提供することは差し支えありません。この場合は、物品情報の繰り返し回数は、値引前の単価・販売価額と値引の単価・値引価額の2件としてカウントします。

【送信イメージ】

商品A（1個10,000円）を2個販売して2,000円値引き

① 値引後の情報（純額）で設定する場合

送信番号	販売総額	一連番号	品名	数量	単価	販売価額
…001 (1回の送信)	18,000円	1	A	2個	9,000円	18,000円

② 値引前の情報と値引き情報の両方を設定する場合

送信番号	販売総額	一連番号	品名	数量	単価	販売価額
…001 (1回の送信)	18,000円	1	A	2個	10,000円	20,000円
		2	A	2個	▲1,000円	▲2,000円

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合は、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

(注) 商品の値引きは行っていないものの、支払手段として商品券やポイントの利用があった場合については、その商品券やポイントの利用状況を購入記録情報に反映させる必要はありません。

(複数物品にまたがる値引き)

問 75 特定の商品を組み合わせて購入した場合に適用される値引きや販売総額からの値引きについてどのように対応すればよいですか。

【答】

購入記録情報については、各物品の値引後の販売価額情報を設定することとなります。なお値引きの対応関係を明確にすることを前提として、値引前の情報と値引情報を設定することは差し支えありません。

したがって、ご質問のような値引きを行った場合は、値引額を各物品にあん分し、値引後の純額ベースで購入記録情報を設定する（又は物品ごとに値引前の情報と値引情報の両方を設定する）こととなります。この場合の具体的なあん分は、事業者において適宜の方法で行って差し支えありません。

【送信イメージ】

商品 A（10,000 円）と商品 B（40,000 円）を販売して 2,000 円値引き（販売額比例あん分）

① 値引後の情報（純額）で設定する場合

送信番号	販売総額	一連番号	品名	数量	単価	販売価額
…001 (1回の送信)	48,000 円	1	A	1 個	9,600 円	9,600 円
		2	B	1 個	38,400 円	38,400 円

② 値引前の情報と値引情報の両方を設定する場合

送信番号	販売総額	一連番号	品名	数量	単価	販売価額
…001 (1回の送信)	48,000 円	1	A	1 個	10,000 円	10,000 円
		2	A	1 個	▲400 円	▲400 円
		3	B	1 個	40,000 円	40,000 円
		4	B	1 個	▲1,600 円	▲1,600 円

なお、他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して購入記録情報を送信している場合は、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

(端数処理)

問 76 購入記録情報の価額等の各記録項目は、整数値で送信することとされていますが、計算の過程で生じる 1 円未満の端数はどのように処理すればよいですか。

【答】

免税販売管理システムは、価額等の各記録項目について整数値で入力することとしています。したがって、計算の過程で生じる 1 円未満の端数については、適宜の方法で処理していただいて差し支えありません。

ただし、「免税販売管理システムAPI仕様書」(国税庁ホームページで公開しています。)の別紙1「購入記録情報インターフェース」の記録項目である「一般物品合計額」及び「消耗品合計額」等については、個々の一般物品又は消耗品の「販売価額」の合計値との間で 100 円を超える差額が生じないようにする必要があります。

【免税販売管理システムAPI仕様書の国税庁ホームページでの掲載場所】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>(消費税関係)>輸出物品販売場の免税販売手続電子化について>購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について